

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月26日

【事業年度】 第22期(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

【会社名】 フィンテック グローバル株式会社

【英訳名】 FinTech Global Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 玉 井 信 光

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 鷺 本 晴 吾

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 鷺 本 晴 吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
売上高 (千円)	2,038,093	1,603,491	3,911,305	5,429,688	7,485,886
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△915,648	88,035	684,878	237,008	△1,369,095
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△1,274,564	182,920	923,819	224,481	△1,384,883
包括利益 (千円)	△1,146,362	179,405	932,459	82,372	△1,481,178
純資産額 (千円)	3,632,661	2,716,236	5,534,844	7,879,885	6,312,884
総資産額 (千円)	6,417,941	4,770,738	7,452,246	11,958,104	10,975,625
1株当たり純資産額 (円)	1,981.69	22.23	37.41	48.31	38.66
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	△1,069.83	1.52	6.92	1.48	△8.56
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	1.52	6.89	1.47	—
自己資本比率 (%)	36.81	56.35	73.90	65.42	57.04
自己資本利益率 (%)	△41.66	7.24	22.54	3.37	△19.67
株価収益率 (倍)	—	21.90	9.25	84.73	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	959,522	△464,601	△2,208,882	△1,791,565	△1,305,716
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	80,417	85,876	509,353	△644,154	△302,421
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△233,265	△128,457	2,065,717	4,761,570	△751,193
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,522,754	1,644,879	2,024,917	4,612,355	2,240,523
従業員数 (名)	60	51	109	117	114
(外、平均臨時雇用者数) (名)	[19]	[13]	[7]	[8]	[20]

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第18期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失(△)」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」としております。
4 当社は平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(派遣社員、契約社員等)の年間平均雇用人員数であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成24年 9 月	平成25年 9 月	平成26年 9 月	平成27年 9 月	平成28年 9 月
売上高 (千円)	958,337	916,513	1,623,991	1,464,130	2,268,636
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△149,033	224,759	571,228	303,479	△1,200,511
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△1,099,655	127,439	534,199	537,136	△1,194,984
資本金 (千円)	2,312,517	2,312,517	3,351,561	4,548,138	4,548,647
発行済株式総数 (株)	1,209,243	1,209,243	147,196,800	161,912,600	161,927,300
純資産額 (千円)	2,673,647	2,664,207	5,094,631	7,846,213	6,495,969
総資産額 (千円)	4,480,312	3,985,060	5,743,636	9,672,483	7,572,963
1株当たり純資産額 (円)	2,196.12	22.02	34.58	48.36	39.91
1株当たり配当額 (円)	100	50	0.50	0.60	—
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (円)	△909.41	1.05	4.00	3.54	△7.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	1.05	3.99	3.53	—
自己資本比率 (%)	59.27	66.80	88.63	80.95	85.34
自己資本利益率 (%)	△33.67	4.79	13.78	8.31	△16.72
株価収益率 (倍)	—	31.60	15.98	35.34	—
配当性向 (%)	—	47.44	12.49	16.96	—
従業員数 (人)	20	26	24	38	45
(外、平均臨時雇用者数) (人)	[3]	[3]	[3]	[3]	[8]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第18期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 当社は平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（派遣社員、契約社員等）の年間平均雇用人員数であります。

2 【沿革】

年月	概要
平成6年12月	東京都中央区銀座に、ストラクチャードファイナンスを専門とする金融サービスの提供を目的として、フィンテック グローバル(株)を設立
平成7年11月	東京都港区麻布台に本社移転
平成11年7月	信用補完付アレンジメント業務開始
平成13年2月	新事業創出促進法第11条の2第1項の規定の認定を受ける(経済産業省認定)
平成13年10月	東京都港区虎ノ門に本社移転
平成14年3月	金銭債権証券化アレンジメント業務開始
平成14年12月	開発型証券化アレンジメント業務開始
平成16年3月	アドミニストレーション業務開始
平成16年4月	貸金業者として関東財務局に登録
平成16年8月	プリンシパルファイナンス業務開始
平成17年6月	東京証券取引所(東証マザーズ市場)に上場(証券コード8789)
平成19年3月	外国為替証拠金取引事業を行うエフエックス・オンライン・ジャパン(株)の株式の45.0%を取得し、連結子会社とする
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴い、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業の登録を受ける
平成19年12月	国内外のベンチャー企業を投資対象とする「FINTECH GIMV FUND, L.P. (FGF)」が設立され、ベルギーのプライベート投資会社GIMV、日本政策投資銀行(現(株)日本政策投資銀行)、独ケミカル大手BASFらとともに同ファンドのリミテッドパートナーとなる
平成20年6月	公会計コンサルティングを行う(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングの第三者割当増資を引受け連結子会社とし、公共財関連事業に参入する
平成20年9月	当社所有のエフエックス・オンライン・ジャパン(株)の株式の全てを譲渡し、同社は当社の連結の範囲から除外される
平成21年6月	アセット・アドバンス(株)の全株式を取得し子会社化、フィンテック アセットマネジメント(株)(現連結子会社)と商号変更し、投資運用業に参入する
	公共ファイナンス等に関する調査・研究、コンサルティングを行う(株)公共ファイナンス研究所(現非連結子会社)を設立する
平成23年4月	(株)OGIキャピタル・パートナーズの全株式を取得して連結子会社化し、同社の商号をFGIキャピタル・パートナーズ(株)に変更する
平成24年12月	子会社(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングが公会計事業の一部を(株)システム デイに譲渡し、同社と業務提携する
平成25年3月	当社所有のフィンテックグローバル証券(株)の株式の全てを譲渡し、同社は当社の連結の範囲から除外される
	当社所有のFGIキャピタル・パートナーズ(株)の株式の一部を譲渡し、同社は当社の持分法適用関連会社となる
平成26年2月	子会社を通じて岡山建設(株)の全株式を取得し、連結子会社とする
平成26年3月	子会社ユニハウスホールディングス(株)(現(株)ユニハウス)を通じて(株)ユニハウス(現城南開発(株))の全株式を取得し、連結子会社とする
平成26年6月	子会社バターライフサポートホールディングス(株)を通じて岡山ホールディングス(株)(現バターライフハウス(株))の全株式を取得し、連結子会社とする
平成26年11月	子会社(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングの株式の一部を譲渡し、持分法非適用関連会社とする
平成27年3月	子会社フィンテックアセットマネジメント(株)が不動産特定共同事業法第2条第4項第3号に係る業務を行うことにつき、金融庁長官及び国土交通省大臣より許可をうける
平成27年5月	当社所有の岡山建設(株)の株式の全てを譲渡し、同社は当社の連結の範囲から除外される
	(株)ムーミン物語を連結子会社とすることを決定する
平成28年3月	不動産特定共同事業法第2条第4項第4号に係る業務を行うことにつき、金融庁長官及び国土交通省大臣より許可をうける
平成28年11月	関連会社(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングの第三者割当増資を引受け、連結子会社とする。また、同社を通じて(株)新公会計研究所の全株式を取得し、連結子会社とする

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社14社、非連結子会社6社、持分法適用関連会社1社及び持分法非適用関連会社2社で構成されております。投資銀行業務と企業投資を中心に企業を支援するブティック型インベストメントバンクとして事業活動を展開しており、投資銀行事業を中心に、不動産事業、その他を営んでおります。なお、これは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

当社グループの報告セグメント、主な事業内容及び主な連結会社は以下の通りであります。

報告セグメント	主な事業内容	主な連結会社
投資銀行事業	○投資銀行業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンス・アレンジメント業務 ・公共ファイナンス業務（再生可能エネルギー案件等） ・フィナンシャル・アドバイザー業務 ・アセットマネジメント業務（不動産投資運用、投資ファンド運用等） ・アセット投資 ○企業投資	当社 フィンテックアセットマネジメント(株) フィンテックグローバルトレーディング(株)
不動産事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職域での福利厚生サービス ・不動産仲介 ・不動産開発 ・不動産販売 ・不動産賃貸 	ベターライフサポートホールディングス(株) (株)ベルス (株)ユニハウス ベターライフハウス(株) ベターライフプロパティ(株)

報告セグメントに含まれていない事業セグメントの主な事業内容及び主な連結会社は以下の通りであります。

	主な事業内容	主な連結会社
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマパークの開設・運営 ・コンピュータソフトウェアの研究、開発、製造及び販売 	(株)ムーミン物語 (株)アダコテック

(投資銀行事業の事業内容)

当事業では、主に当社、フィンテックアセットマネジメント(株)及びフィンテックグローバルトレーディング(株)が、投資銀行業務と企業投資により、企業の成長、地域社会の発展を支援しております。

○投資銀行業務

投資銀行業務においては、企業の事業拡大のための資金調達ニーズや地域社会の諸課題、エネルギー問題等に対応し、ストラクチャードファイナンス手法を使ったストラクチャー（仕組み）の組成、業務受託によるプロジェクトのアレンジメント、財務アドバイザー業務、アセットマネジメントなどの様々な金融ソリューションを提供しております。これらに関連し、再生可能エネルギー関連施設や不動産関連プロジェクト、介護・福祉施設等への投資を行っております。また当社グループは、小さな発見に満ちた北欧時間の流れる森と湖「メツァ」の開設を予定しており、準備を進めております。

○企業投資

企業投資においては、当社が当社グループ内外で見出される投融資機会に対し、厳選して自己投融資をしております。潜在性・将来性豊かな上場/未上場企業・事業に対し投融資することにより、成長・発展を支援し企業価値を高めることで、将来収益の拡大を目指す投資戦略を強化、推進しております。企業投資は、当社グループによる「直接投資」と、企業投資を目的とするファンドへ投資する「ファンド投資」の2つの形態で行っております。なお、下記の「不動産事業」及び「その他」の事業は、主に企業投資の投資先企業のうち、当社の連結の範囲に含んでいる子会社が営む事業であります。

(不動産事業の事業内容)

当社グループは、個人向けの不動産事業を「ベターライフサポート事業」と定義し、より良い生活を支援する「不動産事業のeコマース化」の実現に向けて、中間持株会社であるベターライフサポートホールディングス㈱を中心に複数の子会社により、当事業を推進しております。当事業の主な子会社の業務内容は、下記のとおりであります。

ベターライフサポートホールディングス㈱は、中間持株会社として、不動産事業における子会社4社と合わせた5社の管理業務、システム開発、法務業務、経営戦略構築を行っております。

㈱ベルスは、福利厚生サービス提供会社として、対象会社の従業員の福利厚生のため、住宅関係（購入・売却、建築、リフォーム、社宅、賃貸借）と生活支援（物販、ゴールドカード）サービスを提供しております

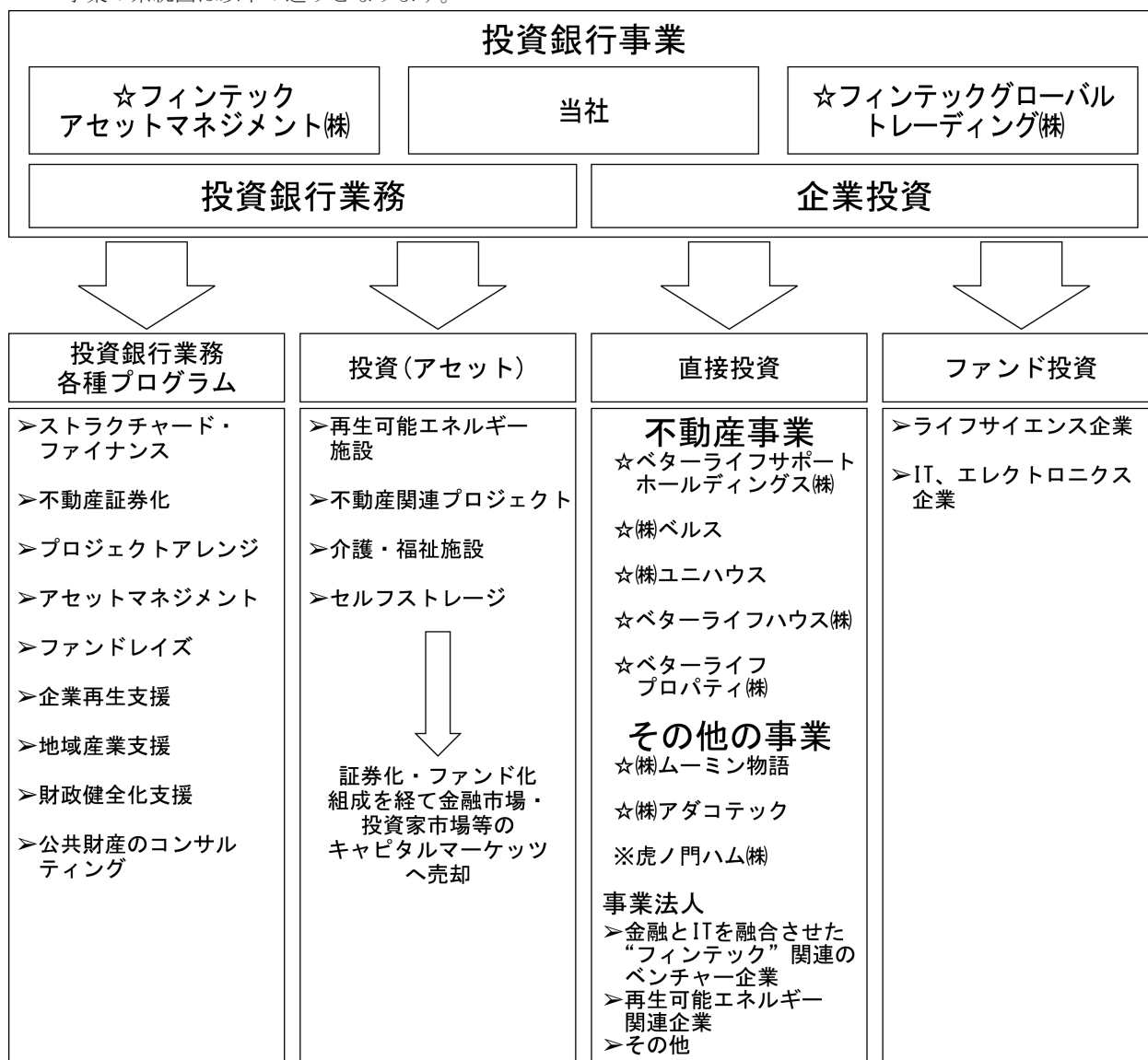
㈱ユニハウスは不動産仲介業務を、ベターライフハウス㈱は戸建住宅の開発・販売、土地の分譲を、ベターライフプロパティ㈱は不動産賃貸業務を行っております。

(その他の事業内容)

㈱ムーミン物語は、メッツァにおいてムーミンの物語を主題とした「ムーミンバレーパーク」を開設、運営する予定であります。

㈱アダコテックは、画像・音声・振動・センサ信号などからの各種パターン認識及び異常監視・予兆検知用途のソフトウェアを開発、販売しております。

事業の系統図は以下の通りとなります。



☆連結子会社
※非連結子会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) フィンテック アセットマネジメント㈱	東京都港区	50,000	投資銀行事業	100.0	・資金の借入 ・貸室の転貸 ・役員の兼任等 ・業務受託・委託
フィンテックグローバル トレーディング㈱	東京都港区	60,000	投資銀行事業	100.0	・資金の貸付 ・金融機関借入に対す る債務保証 ・当社金融機関借入に 対する担保受入 ・貸室の転貸 ・役員の兼任等 ・業務受託・委託
㈱FGIプリンシパル (注)5	東京都港区	27,000	投資銀行事業	99.8	・資金の貸付 ・役員の兼任等
ベターライフサポートホー ルディングス㈱	東京都品川区	86,000	不動産事業	100.0	・役員の兼任等 ・資金の貸付
㈱ベルス	東京都品川区	6,675	不動産事業	94.0 [94.0]	・社債の債務保証 ・役員の兼任等
㈱ユニハウス	東京都品川区	30,000	不動産事業	100.0 [100.0]	・資金の貸付 ・役員の兼任等
ベターライフハウス㈱ (注)6	東京都目黒区	40,010	不動産事業	100.0 [100.0]	・資金の貸付 ・役員の兼任等
ベターライフプロパティ㈱	東京都品川区	14,869	不動産事業	100.0 [100.0]	・役員の兼任等
その他6社	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) FGIキャピタル ・パートナーズ㈱	東京都港区	50,000	投資銀行事業	30.0	・役員の兼任等

(注) 1 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

3 「議決権の所有割合」欄の〔内書〕は間接所有であります。

4 「関係内容」の役員の兼任等には、当社役員・従業員が役員を兼務している他、出向者が役員をしているものを含んでおります。

5 ㈱FGIプリンシパルは債務超過会社であり、債務超過の額は平成28年9月末時点で2,250,995千円となっております。

6 ベターライフハウス㈱については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

ベターライフハウス㈱

① 売上高	4,195,713千円
② 経常利益	67,961千円
③ 当期純利益	45,308千円
④ 純資産額	91,305千円
⑤ 総資産額	2,867,444千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
投資銀行事業	24 (8)
不動産事業	58 (10)
その他	6 (1)
全社 (共通)	26 (1)
合計	114 (20)

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(派遣社員、契約社員及びアルバイト等)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 3 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成28年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
45 (8)	39.6	2.2	8,068

セグメントの名称	従業員数(人)
投資銀行事業	19 (7)
全社 (共通)	26 (1)
合計	45 (8)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(派遣社員、契約社員及びアルバイト)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 3 前事業年度末に比べ従業員数が7名増加しておりますが、主として事業拡大による採用によるものであります。
- 4 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員数であります。
- 5 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含め、ストック・オプションによる株式報酬費用は除いております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、アジア新興国等の景気の下振れリスクや英国のEU離脱問題が世界経済に与える影響の懸念などから依然として先行き不透明な状況が続いており、個人消費の回復には弱さが見られました。

このような経済環境において当社グループは、企業を支援するプライベート型投資銀行として投資銀行業務と企業投資を中心に事業を展開し、企業のニーズに応える様々なソリューションを提供して成長をサポートするとともに、地域産業の振興・支援にも積極的に取り組んでおります。

当連結会計年度の業績につきましては、アセット売却や不動産事業の住宅販売増加により売上高が前期比37.9%増の7,485百万円となりましたが、売上原価が前期比104.1%増の5,989百万円となったため、売上総利益は前期比40.0%減の1,496百万円となりました。販売費及び一般管理費は、事業拡大による人件費増加やメツァ事業の先行投資により6.2%増の2,527百万円となり、営業損失は1,031百万円（前連結会計年度は115百万円の利益）となりました。経常損失は為替差損211百万円を計上したことにより1,369百万円（前連結会計年度は237百万円の利益）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は1,384百万円（前連結会計年度は224百万円の利益）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。なお当社は、「建設事業」を構成していた岡山建設(株)の全株式を前連結会計年度に売却いたしました。この結果、当連結会計年度より当社グループの報告セグメントは、「投資銀行事業」及び「不動産事業」となりました。また売上高については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めた売上高で表示しております。

①投資銀行事業

当連結会計年度は、アセット投資において期初9億円の売上総利益を見込んだものの、プロジェクト獲得競争の激化及び売却が進まず資金回転が低下したことで、アセット投資に係る売上総利益は2億円に留まりました。一方で、不動産証券化のアレンジメントは案件の資金調達額が前期比193.9%増の53億円、不動産アセットマネジメントの受託資産残高は52.2%増の10,948百万円となり、業務受託が拡大しました。

企業投資においては、いくつかの案件で投資回収を実行したものの、期初計画の通り大型投資回収はなく、売上計上は限定的でありました。なお、ベンチャー企業4社への新規投資を実行しております。営業投資有価証券の残高は、前連結会計年度末に比べ274百万円減少し、1,291百万円となっております。

北欧の雰囲気とムーミンの世界を体験できる施設「メツァ」は、綿密な各種マーケティングのもと事業構想、基本計画策定とその検証を経て基本設計が終了しました。

以上の結果、投資銀行事業の売上高は2,485百万円（前連結会計年度比51.4%増）、営業利益は349百万円（前連結会計年度比73.9%減）となりました。

なおメツァは、当初、開業を平成29年として準備を進めてきましたが、メツァのコンセプトを十分に体現する施設等にするためには、広大な敷地に対するインフラ設備の構築等を含め、これまでの想定より長い工期及びその他の準備期間を設定する必要があるという結論に達しました。このため、平成28年12月6日の当社取締役会にて、メツァビレッジ開業を平成30年秋、ムーミンバレーパークのグランドオープンを平成31年春に変更することを決議いたしました。

②不動産事業

不動産事業は、不動産eビジネスが確立途上であり低調であったものの、住宅販売が軌道に乗って増加し、営業所の統廃合等によりコスト削減した結果、収益性が改善しました。

以上の結果、不動産事業の売上高は4,972百万円（前連結会計年度比47.5%増）、営業利益は103百万円（前連結会計年度は80百万円の損失）となりました。

③その他

(株)ムーミン物語は、当社と連携し、メツァ事業計画の策定、検討を進めました。

(株)アダコテックは、インダストリアルIoT分野への適用が進むなど、大手企業を中心に多数の引合いをいただい

ております。

その他の売上高は41百万円（前連結会計年度比2.2%増）となりましたが、㈱ムーミン物語が一部負担するメッ
ツァ開設準備費用により、営業損失は226百万円（前連結会計年度は105百万円の損失）となりました。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人消費が底堅く推移し、企業収益や雇用・所得環境の着実な改善を
背景に、景気は緩やかな回復を続けておりますが、新興国経済の減速の影響等により、先行きは依然として不透明
な状況で推移いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます。）は、2,240百万円（前連結会計年
度末比2,371百万円減少）となりました。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動による資金の減少は1,305百万円（前連結会計年度は1,791百万円の減少）となりました。これは主に、
税金等調整前当期純損失により1,397百万円、不動産事業におけるたな卸資産の増加により497百万円減少したもの
の、回収による売上債権の減少により168百万円、営業投資有価証券の減少により95百万円増加したことによるも
のです。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動による資金の減少は302百万円（前連結会計年度は644百万円の減少）となりました。これは主に、定期
預金の預入による支出が100百万円、固定資産の取得による支出が177百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式
（ベターライフプロパティ㈱株式）の取得による支出が314百万円となったことで減少したものの、関係会社出資
金の償還による収入により183百万円、定期預金の払戻による収入により157百万円増加したことによるものであり
ます。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動による資金の減少は751百万円（前連結会計年度は4,761百万円の増加）となりました。これは主に、短
期借入金の純増減額が390百万円の減少となり、長期借入金の返済による支出が524百万円となったことで減少した
ものの、長期借入れによる収入により313百万円増加したことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	内 訳	生産高(千円)	前年同期比(%)
不動産事業	戸建住宅の開発	1,986,038	69.5

- (注) 1 上記はすべて原価により表示しております。
2 上記金額には土地仕入高等を含めて表示しております。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行う「建設事業」の岡山建設㈱の全株式を前連結会計年度に売却しました。当連結会計年度において、当社グループは受注生産を行っていないため、受注実績の記載はしていません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
投資銀行事業	2,473,414	+54.7
不動産事業	4,972,738	+47.5
その他	39,733	+9.4
合計	7,485,886	+37.9

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 「建設事業」については、前連結会計年度に同セグメントを構成していた岡山建設㈱の全株式を売却したことにより連結の範囲から除外したため、当連結会計年度の販売実績はありません。なお、販売実績の合計の前年同期比(%)の算定については、前連結会計年度の「建設事業」の販売実績(423,366千円)を含めて行っております。
3 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、販売実績が総販売実績の100分の10未満の相手先については記載を省略しております。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
サニーヘルス㈱	—	—	980,034	13.1
ジャパンソーラーエナジー㈱	—	—	851,944	11.4

- 4 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、投資銀行業務と企業投資により、企業、地域社会などすべてのステークホルダーに真に必要なとされるブティック型投資銀行として永続的な成長を目指しております。これを実現するため、当社グループが実行すべき事項は、下記のとおりです。

- ① 不動産証券化のアレンジ増加と、アセットマネジメント受託案件をまとめた私募ファンド組成。
- ② 成長企業への投資継続と投資回収。
- ③ メツツァ開業に向けた準備の着実な実行。
- ④ 不動産eビジネスの確立。
- ⑤ 公共関連ビジネスの拡張。
- ⑥ 人材の採用、育成。内部管理体制、コンプライアンス態勢の強化・維持。

4 【事業等のリスク】

以下に、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載いたします。また、必ずしも事業上のリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から記載しております。文中における将来に関する事項は、平成28年12月26日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制について

当社グループが行う事業において、各種法的規制や自主規制を受けている又は受ける可能性があります。主な法的規制としては、金融商品取引法、貸金業法、不動産特定共同事業法、建築基準法、都市計画法、国土利用計画法、住宅品質確保促進法、廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)、宅地建物取引業法等があり、自主規制としては、日本投資顧問業協会、日本貸金業協会等の規則等があり、投資先や業務提供先が海外の企業等である場合はそれぞれの国又は地域での法令及び規制を遵守する必要があります。今後の法規制の制定・改廃や当局の法令解釈の変更等が、当社グループの事業の範囲、業務遂行に必要となるコストや事業に関するリスクに変更を生じさせ、業績及び事業の継続に影響を及ぼす可能性があります。また、法令又は法令解釈の変更などにより、諸法令で要求される許認可等を新規に取得する、または法令等を遵守する態勢を構築する際には、追加の人材の確保、その他のコンプライアンス関連のコストが必要になることが予想されます。さらに、法令や諸規則に抵触した場合は、各種許認可の登録取消や業務停止命令を受ける可能性があるばかりでなく、重大な虚偽又は誤認表示に対する責任、アドバイスが不正確であったことに伴う責任が発生することも考えられます。実際に当社グループに過失がなかった場合にも、これらのクレームが寄せられることにより、多額の訴訟費用、損害賠償責任を負担するリスク、風評リスクが発生する可能性があります、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(2) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対し、当社への長期的な帰属や、業績向上に対する意欲や士気を持続させていくことを目的に、新株予約権(ストックオプション)の付与を行っております。これらの新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、平成28年9月30日現在、発行済株式総数161,927,300株に対し新株予約権(ストックオプション)による潜在株式数は567,900株(希薄化効果を有しないものを含む。発行済株式総数に対する割合は0.35%)となっております。

(3) 業績及び財政状態の推移について

項目	第18期 (平成24年 9月期)	第19期 (平成25年 9月期)	第20期 (平成26年 9月期)	第21期 (平成27年 9月期)	第22期(当期) (平成28年 9月期)
連結経営指標等					
売上高(千円)	2,038,093	1,603,491	3,911,305	5,429,688	7,485,886
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△915,648	88,035	684,878	237,008	△1,369,095
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属 する当期純損失 (△) (千円)	△1,274,564	182,920	923,819	224,481	△1,384,883
純資産額(千円)	3,632,661	2,716,236	5,534,844	7,879,885	6,312,884
総資産額(千円)	6,417,941	4,770,738	7,452,246	11,958,104	10,975,625
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕(名)	60 〔19〕	51 〔13〕	109 〔7〕	117 〔8〕	114 〔20〕
個別経営指標等					
売上高(千円)	958,337	916,513	1,623,991	1,464,130	2,268,636
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△149,033	224,759	571,228	303,479	△1,200,511
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△1,099,655	127,439	534,199	537,136	△1,194,984
資本金(千円)	2,312,517	2,312,517	3,351,561	4,548,138	4,548,647
純資産額(千円)	2,673,647	2,664,207	5,094,631	7,846,213	6,495,969
総資産額(千円)	4,480,312	3,985,060	5,743,636	9,672,483	7,572,963
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕(名)	20 〔3〕	26 〔3〕	24 〔3〕	38 〔3〕	45 〔8〕

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。

当社グループの過去5年間に於ける業績推移は上記のとおりであります。第18期には、引続き企業投資を中心に事業展開し、投資先企業では価値が向上している企業が見られましたが、予定していた大型の投資事業の売却や事業再生案件・開発型流動化案件のファイナンスアレンジなど複数の大型案件を見送り、再保険事業で売上計上に至らず損失を計上したことで、営業損失を計上しました。第19期は企業投資と投資銀行業務を中心に事業を展開しましたが、投資回収を予定しておりました大型の投資事業については、対象企業の業績が好調であり、更なる企業価値向上を待つため投資回収を次期に見送り、アレンジメント業務受託などの手数料収入が主な売上となりました。売上高は第18期より減少したものの、売上原価の減少や経費削減などによる販売費及び一般管理費の減少、為替差益及びグループ再編の際の関係会社株式売却益や事業譲渡益などの特別利益の計上により、最終黒字化に至りました。第20期は、再生可能エネルギー関連をはじめとするアレンジメント業務受託が急拡大し、企業投資においては大型の投資回収がありました。また、不動産会社、建設会社を連結子会社化したことにより売上高、利益とも大幅に増加いたしました。第21期は、再生可能エネルギー関連やサービス付き高齢者向け住宅関連のアレンジメント、アセットマネジメントが増加し、出資するベンチャーキャピタルファンドの大型投資回収があったほか、不動産事業において戸建住宅の開発、販売が本格化したことにより、売上高は増加したものの、太陽光発電プロジェクトのアレンジメントが一部持ち越しとなったことや事業拡大に伴う人員増強による人件費の増加等により、利益は減少しました。第22期は不動産証券化のアレンジメント、アセットマネジメントが順調に推移したものの、アセット投資についてプロジェクト獲得競争の激化により取得が難航したことや売却が進まず資金回転が低下したこと、及びメツァ事業の先行投資により販売費及び一般管理費が増加したことで、親会社株主に帰属する当期純損失を

計上しました。

当社グループの属する金融業界においては絶えず新しい金融商品やスキームを生み出すことが要求され、当社グループが発展するための鍵となっております。また当社グループは、当社グループや投資先ファンドが保有する有価証券や不動産の売買等を主たる収益の1つとしておりますが、投資回収の時期や回収、売却額は、株式市況や個々の投資先企業の特性、投資先ファンドの投資判断その他様々な要因の影響を受けて想定外に変動する可能性があります。したがって、今後の当社グループの業績等を判断する材料として、過年度の業績だけを採用した場合は不十分である可能性があります。当社グループのビジネスモデルは日本では比較的新しく、確固たる競争優位性が確立されない場合には、今後売上が増加し、収益性が確保されるという保証はありません。

(4) 当社グループを取り巻く市場について

当社グループは投資銀行業務と企業投資を軸とした業務を行っております。当社グループの具体的な業務としては、再生可能エネルギー事業関連等のアレンジメントや財務アドバイザー業務、潜在的な収益力を持つ企業や成長企業へのプリンシパルインベストメントと企業育成、アセットマネジメント業務として不動産投資運用及び企業投資運用などを行っております。

事業再生などのアドバイザー業務などの受託もあることから、景気悪化が必ずしも当社グループの業績に直接的な悪影響を及ぼすとはいえませんが、プリンシパルインベストメントにおいては投資先企業の業績悪化による当社持分の減損リスク等が考えられます。アセットマネジメント業務においても、投資運用先の業績悪化による運用成績低迷で運用資産残高の低下に伴う運用報酬の減少などのリスクも考えられます。景気低迷は純粋な経済的要因だけでなく戦争、テロ行為、自然災害などによっても引き起こされます。これらの要因が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は不動産会社を連結子会社としております。景気後退による想定を上回る不動産市場における需要状況や価格の大幅な変動等、不動産市場に係る著しい環境変化が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 投資銀行事業のファイナンスアレンジメント業務について

当社グループの投資銀行事業におけるファイナンスアレンジメント業務は、顧客企業の資金調達や再生可能エネルギー関連事業のための仕組み作りを行います。これは顧客の特定の資産証券化ニーズや資金需要、事業ニーズ等に対応するものであり、必ずしも同じ顧客から繰り返し案件を獲得できるとは限りません。このため同業務では、事業体質として絶え間ない営業活動による案件の獲得が必要となります。顧客企業の財務アドバイザー業務を継続的に行うことや、不動産証券化のアレンジメントなどのプロジェクトを推し進めていくことで、安定的に収益を計上していく計画ですが、これらの事業進捗によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 再生可能エネルギー発電事業におけるアレンジメント等に関するリスク

当社グループは、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー発電事業について、投資家に投資機会を提供するアレンジメント業務を受託しております。当社グループで取り組むプロジェクトの中心である太陽光発電事業では、固定価格買取制度による電気の買取価格は年々低下しております。このような環境において、発電所を開発する優良プロジェクトの獲得競争と発電所開発業者・投資家双方ニーズに機動的に対応すべく、プロジェクトを当社で確保した上で、投資家に紹介、売却しております。

プロジェクト確保に際しての投資判断については、開発のシミュレーションをして事業収益性、売却時の予想収益を確認した上で、用地確保や開発を決定しておりますが、取得後に想定外の制度の変更や自然災害や火災等が発生し、これらに十分な対処ができない場合、プロジェクトの収益性が低下する可能性があります。なお、自然災害や火災等による被害に関しては、発電所に対する動産総合保険等により当社業績への影響の最小化に努めております。

(7) プリンシパルインベストメントについて

当社グループのプリンシパルインベストメントは、当社グループ自身が資金供給者として投融資を行う業務であ

ります。企業への投融資においては、投融資の対象企業やファンドの投資先企業の多くは未上場であり、収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されています。また、投資対象となる株式等は、上場企業の株式等に比較して流動性が著しく低いため、投資回収において、その取引参加者の意向により取引条件が大きく変動し、当社グループの希望する価額・タイミングで売却できる保証はありません。このため、投資によるキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約はなく、キャピタルロスが発生するリスクや長期間売却できない可能性があります。さらに実行された融資については、必ず返済される確約もありません。このように投融資については、期待通りの収益が得られない場合や投融資資金が毀損する可能性があります。さらに、取引に内在する固有のリスクや担保対象資産の固有のリスク次第では、業界の景気動向が一般的に良好な場合であっても、損失を生む可能性があります。以上のような投融資活動に伴い、当該投融資先が連結対象に加わった場合、マイナスの影響が発生するなど、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 為替変動リスクについて

当社グループのプリンシパルインベストメントにおける海外企業やファンドに対する投融資では、現地通貨建てで行われることがあります。従いまして、円高は回収時の邦貨での回収額を減少させることとなります。逆に円安は取得時の邦貨での取得価額を増加させることとなります。また、当社グループの資金は外貨建てで運用する場合もあり、この場合円高は為替差損を発生させることとなります。これらの為替変動リスクは当社グループの財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) カントリーリスク

当社グループのプリンシパルインベストメントにおける海外企業やファンドに対する投資では、投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、投資によるキャピタルゲインが大幅に変動することがあります。新興国では、一般的に先進諸国の企業投資に比べ、市場規模が小さく流動性も低いことなどから、前述したリスクが大きくなる傾向があります。その結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 不動産投資運用業務及びファンド運営について

当社グループの行う不動産投資運用業務においては、景気悪化による不動産への投資意欲の減退、取引の減少などによる案件の減少により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループの行うファンド運営においては、当社グループは無限責任組合員又は営業者として、ファンドを管理運営しております。このファンドの運用成績が芳しくない場合、又は出資者対応が適切に行えなかった場合には、当社グループが運営するファンドに対する社会的信用及び投資家からの信頼の低下を招き、新規ファンドの設立及び募集が困難になる恐れがあります。その結果、当社グループがファンドから受領する業務受託報酬が減少する可能性があります。また、無限責任組合員又は営業者として、その出資額を超える損失を負担する可能性や、善管注意義務違反、利益相反等を理由とする訴訟を受けることで、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 不動産投資運用業務及びファンド運営による連結範囲の変更について

当社グループが行う不動産投資運用業務及びファンド運営に係る特別目的会社等については、特別目的会社等への支配力や影響力により、個別に連結、非連結を判断しております。今後、新たな会計基準の設定や、実務指針等の公表により、特別目的会社等に関する連結範囲の決定について、当社グループが採用している方針と大きく異なる会計慣行が確立された場合には、当社グループの連結範囲決定方針においても大きな変更が生じ、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 役員派遣について

当社グループは投資先企業の価値向上のため、役職員を投資先企業の役員として派遣することがあります。その役職員個人に対し役員損害賠償請求等があった場合、当社グループがその個人に生じた経済的損失の全部又は一部を負担する可能性があるほか、当社グループに使用者責任が発生する可能性があります。

(13) 金融技術の陳腐化について

当社は常に先端的革新的な金融技術を保持し続ける努力を継続しておりますが、法務・会計・税務・統計学・数学などの分野に跨がる金融技術は日々発展しており、これらの技術の習得に失敗した場合、当社の金融技術は陳腐化し競争力を失う可能性があり、その場合、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(14) 不動産事業及び不動産投資事業に係るリスク

当社グループが営む不動産事業及び不動産投資事業における特有のリスクを記載いたします。

①瑕疵担保責任について

当社グループの営む不動産事業及び不動産投資事業において販売した物件について、ある一定期間に設計・施工上の問題等に起因する瑕疵など、不具合が生じた場合は、間接損害を含め、不具合が原因で生じた損害に対する責任を負うことがあります。その結果として、損害賠償等による費用発生、または当社グループの商品・サービスに対する信用の失墜による売上高の減少などの可能性も考えられ、その場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

②建設コストの変動

建築工事等において、主要資材価格の急激な上昇等により、想定外に建設コストが増加した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③保有資産の価格・収益性の変動

販売用不動産及び事業用不動産等の保有資産の時価が著しく下落した場合または収益性が著しく低下した場合等には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

④営業地域が首都圏に集中していること等について

当社子会社の不動産会社は東京都の城南地区を中心に営業店舗網を展開しております。このため、当該地域における地価動向、景気動向等が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) メッツァ事業に係るリスク

当社グループは、埼玉県飯能市に所在する宮沢湖周辺において「メッツァ」を開設すべく、準備を進めております。当初、平成29年の開業を予定しておりましたが、基本設計等を基に工期を見積ったところ、メッツァのコンセプトを十分に体现する施設等とするためには、広大な敷地に対するインフラ設備の構築等を含め、これまでの想定より長い工期及びその他の準備期間を設定する必要があるという結論に達しました。このため平成28年12月6日開催の当社取締役会で、平成30年秋のメッツァビレッジ開業、平成31年春のムーミンバレーパーク グランドオープンに変更しました。今後、開発に係る各種の進捗の遅れや当社グループのコントロールの及ばない法的規制、市場環境の変化等によっては、事業開始までの期間が長期化したり、各種コストが増加することで、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、(株)ムーミン物語はメッツァにおいて展開を予定しているムーミンバレーパークについて、Bulls Presstjanst ABからムーミンのテーマパークとして日本国内の独占的な提供を受けるライセンス契約を締結しております。当該契約が更新されない場合、又は契約が解除された場合、ムーミンバレーパークの継続が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 戦略的な投資、合併、合弁又は新規事業への参入により発生するリスクおよび不安定要素

当社グループは、当社グループ内の事業の拡大や発展だけではなく、戦略的な投資、合併、ならびに合弁(以下、「M&A」といいます。)を行うことにより当社グループのビジネスを成長させようとしております。M&A等を行うと、関連するビジネスやシステムの統合や融合、会計およびデータ処理システムの統一や統合、管理体制、顧客やビジネスパートナーとの関係調整等、様々なリスクや不安定要素を抱えることとなります。また、M&A等の効率性、相乗効果、コスト削減等の実現も難しくなる可能性があります。

(17) 人材の確保、育成について

平成28年9月30日現在、当社グループの従業員数は114名(臨時従業員を除く)となっております。当社グループの業務内容は、高度なノウハウを必要とする特殊な業種でありますので、人材の確保、育成、マネジメントが経営上の重要な課題となっております。現在在職している人材が一度に流出するような場合、当社グループの求める人

材が十分に確保できなかった場合、人材を育成していく体制が十分に整備できない場合には、今後の事業展開も含めて事業に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 当社グループのコンピュータ・システムについて

当社グループのコンピュータ・システムは、主に以下の分野で使われており、業務上不可欠なインフラとなっております。

- ・経理業務、各種のデータの作成
- ・顧客管理上のデータ、リスク管理
- ・業務サポートシステム

現状、業務上及びセキュリティ上必要とされる水準を備えていると考えておりますが、ハードウェア、ソフトウェアの不具合や人為的ミス、天災、停電、コンピュータウィルス、テロ等によりコンピュータ・システムに障害が発生する可能性があります。システム障害により生じた影響度合によっては、当社グループの事業活動及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(19) 情報の管理について

当社グループが保有する取引先等の重要な情報並びに個人情報の管理について、情報管理規程、個人情報保護方針及び各種社内規程等の制定、役職員への周知徹底、情報システムのセキュリティ強化等、更なる情報管理体制の整備を進める方針ですが、今後、不足の事態により、これらの情報が漏洩した場合は、損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社グループの事業活動及び業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

ライセンス契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約内容	契約期間
㈱ムーミン物語	Bulls Presstjanst AB	スウェーデン	ムーミン・テーマパークの為に必要なライセンスの日本国内の独占的な提供	平成25年11月20日から25年間(期限満了の1年前までにいずれか一方から解除通知がない限りは自動更新)

(注) 対価として最低ロイヤルティー又は一定料率のロイヤリティーを支払います。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下の通りであります。文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項」に記載のとおりの方針に従っております。

(2) 当連結会計年度の現金及び現金同等物の流動性並びに財政状態の分析

① キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

② 資産、負債及び純資産

(流動資産)

流動資産は、前連結会計年度末より21.3%減少し、8,265百万円となりました。これは主として現金及び預金が2,327百万円、営業投資有価証券が274百万円、販売用不動産が538百万円減少したものの、仕掛販売用不動産が1,557百万円増加したことによるものであります。

(固定資産)

固定資産は、前連結会計年度末より86.8%増加し、2,710百万円となりました。これは主として、賃貸用物件を保有する不動産賃貸会社の子会社化やメツァ開発用地の取得により土地が964百万円、建物が726百万円それぞれ増加したことによるものであります。

(流動負債)

流動負債は、前連結会計年度末より10.9%減少し、2,772百万円となりました。これは主として、短期借入金が390百万円減少し、一年内返済予定の長期借入金が47百万円減少したことによるものであります。

(固定負債)

固定負債は、前連結会計年度末より95.2%増加し、1,890百万円となりました。これは主として、不動産賃貸会社の子会社化により長期借入金が848百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末より19.9%減少し、6,312百万円となりました。これは主として、親会社株主に帰属する当期純損失の計上及び利益配当により利益剰余金が1,482百万円減少したことによるものであります。

以上の結果、総資産は前連結会計年度末より8.2%減少し10,975百万円、負債は前連結会計年度末より14.3%増加し4,662百万円、純資産は前連結会計年度末より19.9%減少し6,312百万円となり、自己資本比率は57.0%となりました。

(3) 経営成績の分析

① 売上高、売上原価及び売上総利益

当連結会計年度における売上高は7,485百万円となり、前連結会計年度の5,429百万円より2,056百万円増加(37.9%増)しました。

この売上高増加の主な要因は、下記のとおりであります。

- ・アセット投資（主に太陽光発電所プロジェクト）で取得した物件の売却により増加。
- ・不動産事業における住宅販売が軌道にのり、不動産事業の売上高が47.5%増加し、4,972百万円となったこと。

売上原価は5,989百万円となり、前連結会計年度の2,934百万円より3,055百万円増加（104.1%増）しました。これは主に、アセット投資にかかる物件売却及び不動産事業における住宅販売が増加したことによるものであります。

この結果、売上総利益は1,496百万円となり、前連結会計年度の2,495百万円より998百万円減少(40.0%減)しました。

② 販売費及び一般管理費、営業損益

販売費及び一般管理費については、事業拡大による人件費増加やメツァ事業の先行投資が増加しております。販売費及び一般管理費は2,527百万円となり、前連結会計年度の2,380百万円より147百万円増加（6.2%増）しております。営業損失は1,031百万円となり、前連結会計年度の115百万円の利益と比べて損益は1,146百万円悪化しました。

③ 営業外収益及び営業外費用、経常損益

営業外収益は不動産取得税還付金13百万円を計上したことなどにより20百万円となり、営業外費用は為替差損211百万円を計上したことなどにより358百万円となりました。経常損失は1,369百万円となり、前連結会計年度の237百万円の利益と比べて損益は1,606百万円悪化しました。

④ 特別損益、税金等調整前当期純損益

固定資産売却益や関係会社清算益等により、特別利益は2百万円となりました。一方、関係会社清算損20百万円等を計上したことなどにより、特別損失は30百万円となりました。税金等調整前当期純損失は1,397百万円となり、前連結会計年度の233百万円の利益と比べて損益は1,631百万円悪化しました。

⑤ 法人税等、非支配株主に帰属する当期純損益、親会社株主に帰属する当期純損益

法人税等は6百万円となり、非支配株主に帰属する当期純損失は19百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は1,384百万円となり、前連結会計年度の224百万円の利益と比べて損益は1,609百万円悪化しました。

セグメント別の業績の詳細につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」をご参照下さい。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度における設備投資の総額は1,788百万円であります。主要な設備投資としては、不動産事業において不動産賃貸会社の子会社化に伴い、土地850百万円及び建物746百万円を取得いたしました。また、投資銀行事業においてメッツァ開業のための用地取得に伴い、136百万円の設備投資を行いました。なお、当連結会計年度における重要な設備の除却・売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成28年9月30日現在

事業所名 又は所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	土地 (面積)	建設仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	全社共通	本社事務所	41,985	46,680	—	—	88,665	26(1)
埼玉県飯能市 宮沢、他	投資銀行事業	テーマパーク 用地等	—	—	638,535(187 千㎡)	22,885	661,420	—

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員（契約社員及びアルバイト）の年間平均雇用人員であります。
- 3 金額には消費税等は含まれておりません。
- 4 本社の建物は賃借であり、年間賃借料は157,657千円であります。上記の表中の建物の金額は、賃借中の建物に施した建物附属設備の金額です。
- 5 土地の金額には固定資産税等の付随費用が含まれております。
- 6 「埼玉県飯能市宮沢、他」では、上記のテーマパーク用地等の他、メッツァ開設に向けた調査・工事等のため、飯能市より行政財産である「宮沢ため池」（164千㎡）の使用を許可されております。

(2) 国内子会社

平成28年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数(人)
				建物	土地 (面積)	合計	
ベターライフ ハウス(株)	営業所 (東京都目黒区)	不動産事業	店舗及び 事務所	52,676	155,503 (275.47 ㎡)	208,179	13
ベターライフ プロパティ(株)	賃貸用不動産37件 (横浜市戸塚区 他)	不動産事業	共同住宅他	429,722	610,282 (10,655.87 ㎡)	1,040,004	1(9)

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 ベターライフハウス(株)は、建物及び土地の一部を当社子会社の(株)ユニハウスに賃貸しております。
- 3 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
- 4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員（契約社員及びパートタイマー）の年間平均雇用人員であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	308,400,000
計	308,400,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年12月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	161,927,300	161,927,300	東京証券取引所 (マザーズ)	(注) 2
計	161,927,300	161,927,300	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成28年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

(平成20年12月19日 株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	84	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,400(注)1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり27(注)2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成22年12月29日から 平成30年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 27(注)2, 5 資本組入額 14(注)2, 5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
 - i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
(注)4に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- 4 以下の i、ii、iii、iv 又は v の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表取締役の決定がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 5 当社は平成26年4月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成21年12月18日 株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	80	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000 (注) 1, 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり33(注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成23年12月28日から 平成31年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33(注) 2, 5 資本組入額 17(注) 2, 5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割

会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
(注)4に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- 4 以下の i、ii、iii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 5 当社は平成26年4月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成22年12月21日 株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	112	106
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,200 (注)1, 5	10,600 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり41(注)2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成24年12月28日から 平成32年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 41 (注)2, 5 資本組入額 21 (注)2, 5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
 - i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
(注)4に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- 4 以下の i、ii、iii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は)、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 5 当社は平成26年4月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成23年12月21日 株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	148	142
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,800 (注) 1, 5	14,200 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり32 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成25年12月28日から 平成33年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32 (注) 2, 5 資本組入額 16 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案

- の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
 - i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
(注)4に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - 4 以下の i、ii、iii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 5 当社は平成26年4月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成24年12月21日 株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	485	470
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,500 (注) 1, 5	47,000 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり30 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成26年12月28日から 平成34年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30 (注) 2, 5 資本組入額 15 (注) 2, 5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
 - i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
(注)4に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- 4 以下の i、ii、iii、iv、v 又はviの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - vi 当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類(当社第19期事業年度に係るものに限る)の承認議案
- 5 当社は平成26年4月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成25年12月20日 株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	855	835
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	85,500 (注)1, 5	83,500 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり53 (注)2, 5	同左
新株予約権の行使期間	平成27年12月28日から 平成35年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 53 (注)2, 5 資本組入額 27 (注)2, 5	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
 - i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
(注)4に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- 4 以下の i、ii、iii、iv、v 又はviの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - vi 当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類(当社第20期事業年度に係るものに限る)の承認議案
- 5 当社は平成26年4月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成26年12月19日 株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,620	1,590
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,000(注)1	159,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり213(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年1月27日から 平成36年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 213(注)2 資本組入額 107(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る。) (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。) を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。) の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
(注)4に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- 4 以下の i、ii、iii、iv、v 又はviの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - vi 当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類(当社第21期事業年度に係るものに限る)の承認議案

(平成27年12月22日 株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,295	2,235
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	229,500(注)1	223,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり135(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年12月28日から 平成37年11月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 135(注)2 資本組入額 68(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る。) (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。) を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。) の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
(注)4に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- 4 以下の i、ii、iii、iv、v 又はviの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - vi 当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類(当社第22期事業年度に係るものに限る)の承認議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日～ 平成24年9月30日 (注)1	200	1,209,243	133	2,312,517	—	14
平成26年4月1日 (注)2	129,414,582	130,721,800	—	2,716,918	—	368,811
平成25年10月1日～ 平成26年9月30日 (注)1	16,572,975	147,196,800	1,039,043	3,351,561	916,769	916,784
平成26年10月1日～ 平成27年9月30日 (注)1	14,715,800	161,912,600	1,196,576	4,548,138	1,196,576	2,113,361
平成27年10月1日～ 平成28年9月30日 (注)1	14,700	161,927,300	509	4,548,647	509	2,113,870

(注)1 新株引受権又は新株予約権の行使による増加であります。

2 平成26年4月1日を効力発生日として、1株につき100株の割合で株式を分割いたしました。

3 平成26年2月14日提出の有価証券届出書に記載いたしました「手取金の使途」について下記のとおり重要な変更が生じております。

(A)変更の理由

当社は、平成26年3月に第12回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行し、これにより調達した資金の使途の一部を水力発電事業への投資資金を400百万円（支出予定期間—平成26年5月～平成28年12月）としております。

当該資金使途は、当社は戦後の急激な電力需要を満たすために建設された水力発電設備を、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を利用可能な近代的な設備へ改修する事業に投資するファンド等へ出資するものであります。

その後、当社は中小水力発電所を対象に投資するファンドに、当社出資分として3億円を出資約束する組合契約を締結しましたが、本契約による当社出資額は平成28年12月22日現在で7.2百万円であります。当該ファンドによる水力発電事業への投資については、当該ファンドによる投資案件確保は順調であるものの、今後、出資約束金額に達するまで一定の期間が見込まれることから、本新株予約権で調達した資金の支出予定期間を平成26年5月～平成31年12月に変更することといたしました。

なお、本新株予約権の発行及び行使により実際に調達された資金は、差引手取額1,815百万円となっております。本新株予約権の発行時には、行使に際して出資される財産の価額を本新株予約権の当初行使価額である8,520円に発行新株予約権数240,000個を乗じることにより2,044百万円と算出し、これに本新株予約権の払込金額の総額と発行諸費用を加減することにより、差引手取概算額を2,040百万円としておりました。本新株予約権の行使価額は修正されましたが、これにより差引手取額は1,815百万円となり、当初予定の差引手取概算額より224百万円減少しました。このため今後の資金計画を踏まえて、調達した資金の使途の配分方法を変更しました。

(B)変更の内容

本新株予約権の発行及び行使されることにより調達する資金の使途及び支出予定期間の変更内容は、以下のとおりです。なお、「変更前」には、第21期の有価証券報告書の当欄に記載した変更後の内容を含んでおります。

変更部分は下線を付して表示しております。

(変更前)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定期間
①「ムーミン」の世界を体験できる施設の開設（施設の準備費用、設備投資費用）	<u>1,340</u>	平成26年6月～平成29年3月
②不動産事業展開に係る土地購入資金、M&A等	300	平成26年5月～平成29年4月
③水力発電事業への投資資金	<u>400</u>	平成26年5月～平成28年12月

(変更後)

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定期間
①「ムーミン」の世界と体験できる施設の開設（施設の準備費用、設備投資費用）	<u>1,215</u>	平成26年6月～平成29年3月
②不動産事業展開に係る土地購入資金、M&A等	300	平成26年5月～平成29年4月
③水力発電事業への投資資金	<u>300</u>	平成26年5月～平成31年12月

(6) 【所有者別状況】

平成28年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	4	45	106	24	34	26,771	26,984	-
所有株式数（単元）	-	15,248	56,210	29,570	21,173	19,021	1,478,015	1,619,237	3,600
所有株式数の割合（%）	-	0.94	3.47	1.83	1.31	1.17	91.28	100.00	-

(注) 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が115単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
玉井 信光	東京都世田谷区	20,095,500	12.41
藤井 優子	東京都世田谷区	3,776,400	2.33
青島 正章	東京都渋谷区	1,708,000	1.05
田村 直丈	静岡県田方郡函南町	1,576,000	0.97
ロバート・ハースト	東京都渋谷区	1,535,000	0.95
テナダネス・ファンドT投資事業有 限責任組合	東京都港区虎ノ門2-7-16	1,500,000	0.93
SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	Baslerstrasse 100, CH-4600 Olten, Switzerland (東京都千代田区丸の内2-7-1)	1,261,000	0.78
高木 陽子	神奈川県三浦郡葉山町	1,211,800	0.75
柴田 敬司	東京都三鷹市	1,200,000	0.74
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社	東京都千代田区丸の内2-5-2	1,126,100	0.70
計	—	34,989,800	21.61

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 161,923,700	1,619,237	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 3,600	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	161,927,300	—	—
総株主の議決権	—	1,619,237	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が11,500株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数115個が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を付与する方法によるものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年12月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役で、新株予約権発行日にその地位にある者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日より30年以内で当社取締役会が定める期間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとする。その他の新株予約権の内容及び細目については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の目的である株式の数は、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の総数(以下、「新株予約権の総数」という。)に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を乗じた数とします。

なお、新株予約権の総数は、新株予約権を割り当てる日における新株予約権1個当たりの公正価値に当該新株予約権の割当個数を乗じて得られる金額の合計額が、75百万円以内となる範囲で定め、3,000個を上限とします。

また、付与株式数は100株((注)2)とします。当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

2 当社は平成26年4月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、各新株予約権の目的である株式の数は調整されております。

決議年月日	平成20年12月19日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員79名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成21年12月18日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員59名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成22年12月21日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員18名並びに当社子会社の取締役6名及び従業員26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成23年12月21日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員14名並びに当社子会社の取締役7名及び従業員36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
決議年月日	平成24年12月21日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員18名並びに当社子会社の取締役7名及び従業員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
決議年月日	平成25年12月20日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員23名並びに当社子会社の取締役7名及び従業員27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成26年12月19日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員27名並びに当社子会社の取締役10名及び従業員75名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

決議年月日	平成28年12月22日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員。なお、人数については今後開催される当社取締役会において決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	196,500株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の前営業日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とする。 (注)2
新株予約権の行使期間	平成30年12月28日から平成38年11月30日までの期間内で当社取締役会が定める期間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

2 割当日後に、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
 - i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
(注)4に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- 4 以下のi、ii、iii、iv、v又はviの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること

- 若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- vi 親会社株主に帰属する当期純損失を計上する連結損益計算書を含む連結計算書類（当社第23期事業年度に係るものに限る）の承認議案

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

経営基盤の強化と拡大する事業を迅速かつ確実に捉えるために、十分な内部留保金を維持することに留意しつつ、株主の皆様へ利益を還元することが配当政策上重要であると考え、業績の状況や将来の事業展開などを総合的に勘案して配当することを基本としております。

期末配当については、当期の大幅な損失計上により、配当原資である利益剰余金がマイナスとなったことにより、誠に遺憾ではございますが、見送りとさせていただきます。

当社の剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であり、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
最高(円)	3,950	7,000	11,140 ※115	295	173
最低(円)	2,110	2,010	2,907 ※62	56	79

- (注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。
- 2 当社は、平成26年4月1日付をもって普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第20期の株価のうち※がついているものは、かかる株式分割による権利落ち後の最高・最低株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	122	149	173	142	130	142
最低(円)	105	104	97	120	115	114

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)における株価を記載しております。

5 【役員 の 状 況】

男性 9 名 女性 0 名 (役員のうち女性の比率 0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	玉井 信光	昭和38年6月11日生	昭和61年4月 平成6年12月 平成21年6月 平成24年12月 平成26年8月 平成26年10月 平成27年8月	オリエン特・リース(株) (現オリックス(株)) 入社 当社設立、代表取締役社長 (株)公共財アセットマネジメント、代表取締役 (現任) 当社、代表取締役社長 投資銀行本部長 当社、代表取締役社長 管掌 投資銀行本部 兼 グループ事業開発本部長 当社、代表取締役社長 投資銀行本部長 当社、代表取締役社長 (現任)	(注) 3	20,095,500
取締役会長	—	ロバート・ハースト	昭和23年2月5日生	昭和48年7月 昭和53年3月 昭和58年3月 昭和62年1月 平成13年12月 平成14年1月 平成17年12月 平成19年12月 平成20年6月 平成25年11月 平成27年6月	Bankers Trust Company(東京)入社、アシスタントバイスプレジデント International Finance Corporation 入社、インベストメントオフィサー Citibank NA(東京)入社、バイスプレジデント AIG Financial Products Corp.、取締役 バンク・エー・アイ・ジー証券、日本代表 同社、シニアアドバイザー 当社、取締役 当社、取締役会長 (現任) 社団法人日英協会 (現一般社団法人日英協会)、理事 (株)ムーミン物語、代表取締役 同社、代表取締役社長 (現任)	(注) 3	1,535,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	上席執行 役員 経 営管理部 /経理部/ 事業統括 部/法 務・コン プライア ンス部/ 審査部 管掌	鷲本 晴吾	昭和26年10月19日生	昭和50年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)入 行 平成8年11月 同行、西宮支店支店長 平成16年8月 丸善(株)入社 平成18年5月 同社、執行役員 財務統括センタ ー長 平成19年9月 当社、管理本部 財務部長 平成20年7月 (株)パブリック・マネジメント・コ ンサルティング、監査役(現任) 平成21年4月 当社、執行役員 財務部長 平成21年12月 当社、取締役 執行役員 財務部長 兼事業統括部長 平成22年10月 当社、取締役 執行役員 経営管理 部長 平成22年12月 (株)F G I プリンシパル、代表取締 役(現任) 平成25年3月 F G I キャピタル・パートナーズ (株)、取締役(現任) 平成26年10月 当社、取締役 経営管理部/事業統 括部管掌 上席執行役員 平成27年10月 当社、取締役 上席執行役員 経営 管理部/事業統括部/法務・コンプ ライアンス部/投資企画管理部 管 掌 平成27年12月 (株)アダコテック 監査役(現任) 平成28年11月 当社、取締役 上席執行役員 経 営管理部/経理部/事業統括部/法 務・コンプライアンス部/審査部 管掌(現任)	(注)3	101,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	三橋 透	昭和39年6月2日生	昭和62年4月 ㈱三和銀行（現㈱三菱東京UFJ銀行）入行 平成5年1月 同行、ニューヨーク支店支店長代理 平成10年4月 同行、東京法人営業第四部部長代理 平成14年5月 同行、新宿新都心法人営業第一部次長 平成16年9月 クリーンエナジーファクトリー㈱、取締役 平成19年3月 当社、投資銀行本部 ストラクチャードファイナンス営業第二部長 平成21年4月 当社、執行役員 投資銀行本部 副本部長 平成21年12月 当社、取締役 執行役員 投資銀行本部部長 平成22年10月 当社、取締役（現任） 平成24年6月 三田ばさら㈱、代表取締役（現任） 平成24年9月 すし青柳㈱、代表取締役（現任） 平成25年2月 岡山ホールディングス㈱（現 ベターライフハウス㈱）、代表取締役（現任） 平成25年9月 ㈱ベルス、取締役 平成26年3月 ユニハウスホールディングス㈱（現㈱ユニハウス）、代表取締役（現任） ㈱ユニハウス（現 城南開発㈱）、代表取締役 平成26年6月 ベターライフサポートホールディングス㈱、代表取締役（現任） 平成27年9月 城南開発㈱、代表清算人（現任） 平成27年10月 ㈱ベルス、代表取締役（現任） 平成28年4月 ベターライフプロパティ㈱、代表取締役（現任）	(注) 3	550,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	山中 秀介	昭和38年7月26日生	昭和62年4月 平成10年2月 平成14年4月 平成15年9月 平成17年10月 平成21年1月 平成23年1月 平成23年10月 平成23年12月 平成25年5月 平成25年11月 平成26年7月	オリエント・リース(株) (現オリックス(株)) 入社 ORIX Aviation Systems Limited、Alternate Director 同社、Director オリックス(株)、投資銀行本部航空機グループ課長 同社、プロジェクト開発本部航空機グループ副部長 同社、グローバル事業本部航空事業グループ グループ長 オリックス・エアクラフト(株)、代表取締役社長 オリックス(株)、グローバル事業本部事業開発・投資グループ グループ長 当社、取締役 上席執行役員 グループ事業開発本部長 フィンテック グローバル トレーディング(株)、代表取締役 (現任) 当社、取締役 (現任) エアアジア・ジャパン(株)、社外取締役 (現任)	(注) 3	100,000
取締役	—	木村 喬	昭和54年7月24日	平成13年10月 平成20年6月 平成24年3月 平成24年7月 平成26年11月 平成26年12月	新日本監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 入所 清和監査法人 社員 ロベルトカヴァリジャパン(株)、監査役 (現任) ベルウェザー総合会計事務所設立、代表 (現任) (株)ベルウェザー設立、代表取締役 (現任) やまと監査法人設立、代表社員 (現任) 当社、取締役 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	川崎 史顕	昭和18年10月26日生	昭和43年3月 平成12年3月 平成13年6月 平成14年6月 平成18年6月 平成19年4月 平成19年8月 平成21年1月 平成27年12月 平成28年6月	日本生命保険相互会社入社 ニッセイ損害保険(株)、常務取締役 ニッセイ同和損害保険(株)、取締役 同社、常務取締役 同社、顧問 当社、特別顧問 マーシュジャパン(株)、エグゼクティブアドバイザー (現任) フェデラル・インシュアランス・カンパニー・ジャパン、相談役 当社、常勤監査役 (現任) コンティニューム(株)、取締役 (現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	太田 健一	昭和25年9月3日生	昭和50年4月 ㈱富士銀行（現みずほ銀行）入行 昭和62年5月 富士銀キャピタル㈱（現みずほキャピタル㈱）に出向 平成14年4月 みずほキャピタル㈱、営業推進部長 平成14年9月 ㈱みずほ銀行からみずほキャピタル㈱に転籍 平成16年4月 みずほキャピタル㈱、営業企画部長 平成17年10月 同社、執行役員 営業第3グループ長 平成22年10月 同社、嘱託 業務部 部長 平成23年4月 国立研究開発法人科学技術振興機構「A-STEP」「NexTEP」プログラム財務系評価委員（現任） 平成27年9月 みずほキャピタル㈱、退職 平成27年10月 同社、特別顧問（現任） 平成27年12月 当社、監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	大山 亨	昭和42年8月24日生	平成3年4月 山一証券㈱入社 平成10年4月 富士証券㈱入社 平成12年10月 合併によりみずほ証券㈱移籍 平成13年3月 HSBC証券会社東京支店入社 平成14年2月 株式上場コンサルタントとして独立 平成15年10月 (有)トラスティ・コンサルティング（現(有)セイレーン）設立、代表取締役（現任） 平成15年10月 ウィンテスト㈱、社外監査役 平成16年6月 当社、社外監査役（平成22年12月に退任） 平成17年4月 (有)トラスティ・コンサルティング設立、代表取締役（現任） 平成19年1月 エフエックス・オンライン・ジャパン㈱（現IG証券㈱）、社外監査役（現任） 平成20年1月 ㈱アールエイジ、社外監査役（現任） 平成25年4月 当社、監査役（現任） 平成27年10月 ウィンテスト㈱、社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	212,500
計						22,594,000

- (注) 1 取締役 木村 喬は、社外取締役であります。
2 監査役 川崎 史顯、太田 健一及び大山 亨は、社外監査役であります。
3 平成28年9月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 平成27年9月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 当社は、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は次のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	事業統括部長 兼 審査部長、法務・コンプライアンス部 管掌	森上 克典
執行役員	メツァ事業部長	渡邊 基樹
執行役員	経営管理部長、経理部 管掌	千田 高
執行役員	投資銀行事業部長	上田 彰利

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

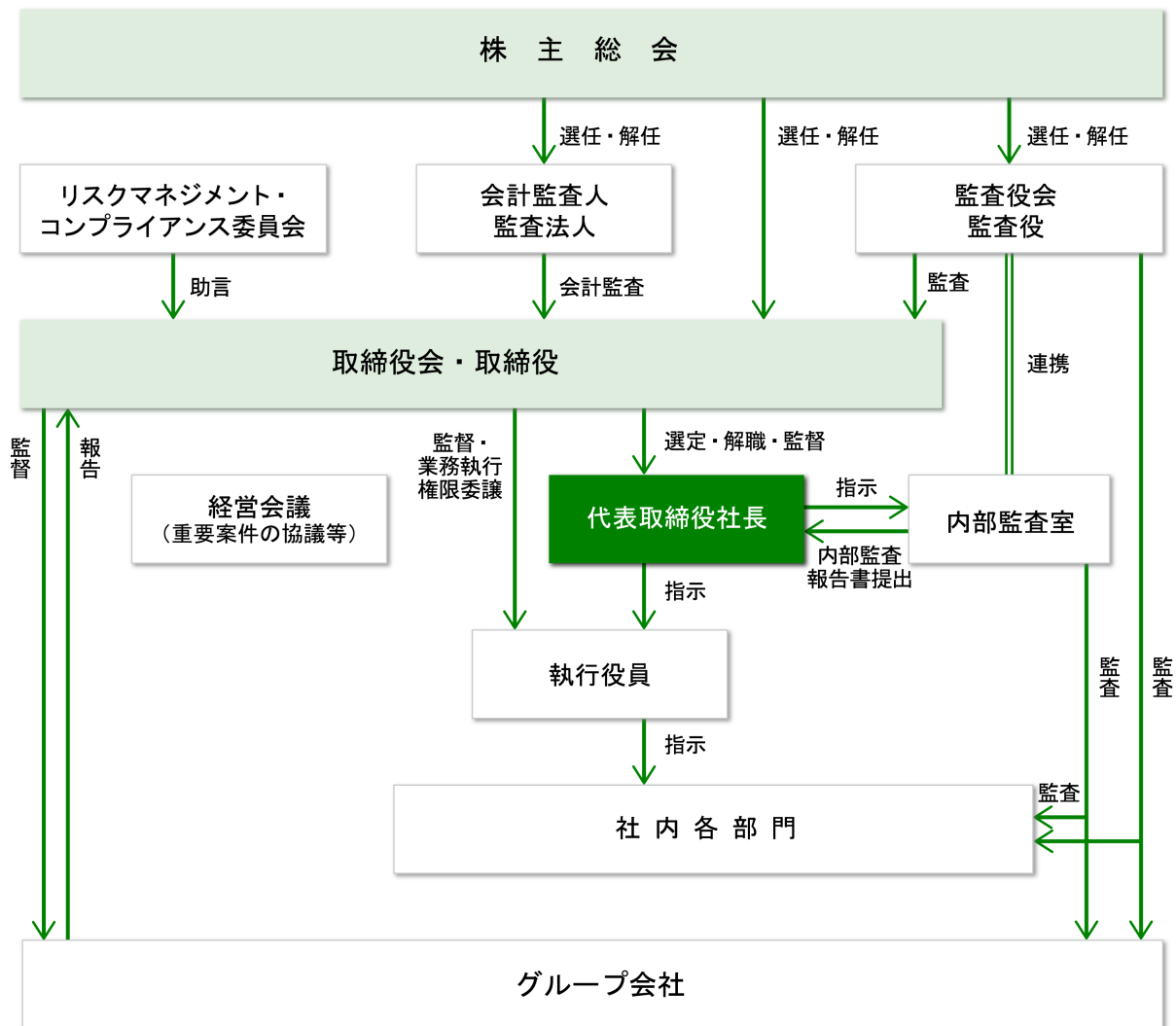
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明度がガバナンスにおいて有効であると考え、金融商品取引法等の関連法令及び証券取引所の定める適時開示規則等の諸規則に基づく事項のみならずステークホルダーにとって有用な情報を、IRを通じて適時、財務状況、経営状況、経営成績、リスク要因、コーポレート・ガバナンスの確保のための諸制度などの経営情報を市場・株主・従業員へ向けて積極的に開示していきたいと考えております。

当社は経営の透明度及びコンプライアンスという観点で常に経営を監視しつつ、株式会社の目的の一つである適正な利潤の追求と株主の皆様に対し長期的な企業価値の増大と還元を実現するため、業務執行における経営判断の「質」と「スピード」を重視したコーポレート・ガバナンスの整備に努めております。

② 企業統治の体制、会社の機関の内容および内部統制システム整備の状況

A 企業統治の体制



当社は監査役制度を採用しております。

取締役会は本報告書提出日現在、取締役6名で構成され、うち1名が社外取締役であります。原則として毎月1回定例取締役会を、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催して、会社の重要事項について意思決定するとともに重要事項の報告がなされ、業務執行状況の監督を行っております。取締役会には監査役3名全員も出席の上、適切な経営判断がなされているかの監視が行われております。また、当社は経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役との兼任を含め、5名（うち上席執行役員1名）で構成されております。

監査役会は監査役3名で構成され、いずれも社外監査役であります。監査役会は毎月1回開催され、各監査役は常に

独立的な立場から取締役の職務の執行状況を把握し、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役の業務執行の適法性について監査しております。また、会計監査人や内部監査室と定期的に情報交換を行い、連携することにより実効的な監視体制を整えております。

経営会議は、取締役（社外取締役の出席も可）、執行役員、執行部門の部門長及びコンプライアンスオフィサーをもって構成され、経営の基本方針に基づいて、全般的業務執行方針、重要な業務の執行に関する事項および重要なリスク管理にかかわる事項を協議、報告および意見具申を行い、法令を遵守した業務運営を能率的に遂行するために開催しております。また、当社はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しており、リスク管理、コンプライアンス推進に係わる事項を審議し、取締役会に提言する役割を果たしております。

投融資案件に関しては、審査部門により投融資先の事業内容、信用状況、担保・保証等の状況、成長性及び採算性などが検討され、投融資額が50百万円以下の場合は審査部門長により決裁されます。当該金額を超える投融資案件は取締役社長が決裁し、1.5億円超の案件は経営会議で協議の上、取締役会において決裁しております。

さらに当社グループとしては、グループ・ガバナンス態勢を強化し、経営管理を的確に行うために、グループ横断的なリスク管理態勢、コンプライアンス態勢、並びに内部監査態勢を構築すると共に、重要な当社グループ各社に対しては、当社から取締役を派遣し、その業務執行を監督しております。重要な当社グループ各社においては、各社の業態に応じて取締役会の活性化と経営の透明性向上を図ると共に、当該会社の取締役会傘下の任意の委員会として投資運用委員会、リスク管理委員会等を設置しております。

B 前項記載の企業統治の体制を採用する理由

当社は投資銀行業務やアセットマネジメント業務、プリンシパルインベストメントといった非常に専門性の高い業務を行っているため、業務内容やリスクに詳しい社内取締役によるガバナンス体制が有効と考えておりますが、社外チェックという観点からは、社外監査役を取締役会の出席・意見陳述や日常の監査により経営監視機能を確保した上で、独立性を備えた社外取締役1名を選任して、取締役会の監督機能の一層の強化を図っております。このことから経営の監視機能の面で、現在の体制が十分に機能すると考え、現状の体制を採用しております。

また、経営上の重要課題としての全社的なリスクマネジメントならびにコンプライアンス推進に係わる事項を審議するため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を取締役会の諮問機関として設置しており、経営に対する牽制機能の一つとしております。

C リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制については、リスク管理方針、リスク管理規程及び災害対策規程を制定・施行しており、リスクの種類に応じて担当する部門がリスク管理を行うとともにそのリスクを全社的に管理する体制を整備しております。

なお、企業経営及び日常業務に関しては、全社的な法務リスク管理体制の強化のため、弁護士事務所と顧問契約を締結し、様々な参考意見や助言などの指導を適宜受けられる体制を設けております。

その他、当社または子会社においてストラクチャードファイナンス案件を組成する際やアセットマネジメント業務を受託する際には、案件ごとにドキュメンテーションのリーガルチェックをしております。

D 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は、社長直属の内部監査室（専任1名）を設置し、当社及び重要な子会社を対象に業務監査を実施しております。各業務部門に内包されるリスクを明らかにし、リスク軽減のために業務の改善及び法令順守体制の構築支援等を主たる目的として活動しております。監査結果は社長及び監査役、関係先へ示達され、是正措置へ向けたフォローがなされております。また、当社においては、内部監査計画の基本方針や内部監査結果などの重要事項は、取締役会及び監査役会に報告する仕組みを導入しております。

監査役は、毎月監査役監査を実施し、取締役会において適宜必要な課題を提起するとともに、そのフォローを行っており、当社及び当社グループ会社の業務及び財産の状況調査などを通じて、取締役の職務の執行を監査しております。

E 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

1. 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を保ち、内部監査部門の実施する監査毎に報告を受けております。

2. 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人から四半期ごとに報告を受けるなど、緊密な連携を保ち、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評への立会いを行うなど、積極的に意見及び情報の交換を行っております。

3. 内部監査部門と会計監査人の連携状況

内部監査部門は、会計監査人と必要に応じ相互に意見及び情報の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。

F 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名であります。

社外取締役である木村喬氏は、公認会計士、税理士の資格を有し、様々な企業の会計監査、内部統制、調査業務、アドバイザー業務等を経験しており、財務、会計及び内部統制等に関し豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。また、取締役会だけでなく、経営会議やリスクマネジメント・コンプライアンス委員会にも出席いただいております。経営を監視する役割を果たしております。これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断しております。なお、木村喬氏は当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に平成13年10月から平成19年8月まで所属しておりましたが、同法人在籍時に当社の監査には関与しておりませんので、同氏の独立性に問題はございません。また同氏は、平成20年から平成25年まで当社の会計監査人であった清和監査法人の業務執行社員として、当社の会計監査を行っておりますが、会計監査という業務特性から判断して、同氏の独立性に問題はございません。当社及び関連会社（現在は子会社）は、取締役就任前の平成26年9月期に同氏が代表取締役である株式会社ベルウェザーに、当社子会社の決算業務に係るコンサルティング業務等を委託したことにより、同社に少額の報酬（60万円以下）を支払っておりますが、報酬金額から判断して、同氏の独立性に問題はございません。

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役である川崎史顯氏は、損害保険会社において経営者として要職を経験しております。当社の特別顧問としても、経営や営業に関して適切なアドバイスをいただいております。その見識、当社内外の経験、実績などから、当社の取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくのに適任であると判断しております。なお、監査役就任前まで、当社は川崎史顯氏に当社の営業全般に関する助言及び相談業務を委嘱しておりましたが、就任後は委嘱しておらず、同氏の独立性に問題はございません。

太田健一氏は、ベンチャーキャピタルにおいて長年多くの企業成長を支えてきました。この経歴に加え、国立研究開発法人科学技術振興機構の「A-STEP」「NexTEP」プログラムにおける財務系評価委員を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験、知見を投資銀行事業を営む当社の監査に反映していただくために、社外監査役としております。なお太田健一氏は、平成14年9月まで当社のメインバンクである株式会社みずほ銀行に在籍しておりましたが、監査役就任時には同社を退職してから14年経過しており、同氏の独立性に問題はございません。

社外監査役である大山亨氏は、証券会社の公開引受部や、株式上場コンサルタントとして、長年株式公開指導に当たっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりますが、その経験・見識を活かして当社の取締役の業務執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしているものと判断しております。なお、大山亨氏は、本書提出日現在、当社普通株式212,500株を所有しております。

木村喬、太田健一及び大山亨の3氏と当社グループには、上記以外の人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はなく、当社は3氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主との利益相反が生じるおそれがない独立役員として届け出ております。また、当社の社外取締役及び社外監査役は、当社グループの出身者ではございません。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、経営や監査に関する幅広い知識・経験に基づく客観的・中立的な監督または監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、上記社外取締役1名及び社外監査役3名との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役が独立した立場から経営への監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査部門、内部統制部門との連携の下、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。また、社外監査役については、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査部門、内部統制部門と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して社外取締役及び社外監査役の独立した活動を支援しております。

G 会社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みにおける最近1年間における実施状況及び内部統制システムの整備の状況

平成28年9月期において、取締役会は21回開催し、監査役会は13回開催しております。また、経営会議は12回開催しております。

経営の透明性の向上のため、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所の適時開示規則に基づく開示及びホームページによるIR情報の開示やニュース・リリースの発信を行っております。より積極的な情報開示をしていくために、ホームページの内容を適時見直すほか、投資家向け会社説明会等の活動により積極的かつ公平な情報開示に努めております。

最近1年間のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みとしては、当社及び子会社各社の業容拡大に伴う内部管理態勢の強化を推進し、社内規程や職務権限等の見直しを行うほか、業務プロセス、手順の明確化、コンプライアンス研修を通じた法令遵守態勢の見直しを行っております。

なお、当社の「内部統制システム構築の基本方針」は、本報告書提出日現在、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人（以下総称して「役職員」という。）の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

フィンテック グローバル株式会社（以下「FGI」という。）は、FGI及びその子会社からなる企業集団（以下「FGIグループ」という。）の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次の体制を整備する。

- (1) FGIグループは「FGIグループ 行動規範」及び「FGIグループ コンプライアンス規範」を定め、FGIグループの役職員が研修や日々の職務を通じて公正で透明性のある企業風土の構築に努める。
- (2) FGIグループは、FGI及び主要な子会社にコンプライアンス担当部署を設置すると同時に、必要に応じてコンプライアンス上の諸問題を討議する委員会を有し、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当該担当部署、委員会または常勤監査役等へ報告する体制を構築する。また、FGI法務・コンプライアンス部が事務局となり、FGIグループ内のコンプライアンスやリスク管理の諸問題を討議するリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款及びFGIグループ内の諸規程（以下「法令・定款等」という。）の遵守状況をモニタリングするとともに、FGIグループのコンプライアンス体制の随時見直しや取組みについて検討を行う。
- (3) FGIは、FGIグループの職務実施状況の実態を把握するため、FGI取締役社長（以下「社長」という。）直轄の内部監査室を設置し、FGIグループの職務が法令・定款等に準拠して適正・妥当に行われているか定期的に内部監査を行い、その結果を社長及び取締役会等に報告し、是正等の的確な対応を行う体制を構築する。
- (4) FGIグループは、「FGIグループコンプライアンス規範」を定めるとともに、FGI及び主な子会社において「内部通報規程」を定め、FGIグループの役職員に周知する。これらの規程に基づく内部通報は、コンプライアンス部門及び監査役、社外弁護士等を通報窓口とし、報告者、相談者及び内部通報者の匿名性を確保することにより、円滑に通報や相談ができ、当該通報により報告者等に対して解雇その他、いかなる不利益取扱いを行わない仕組みを構築する。
- (5) FGIは、FGIグループの役職員に信頼性のある財務報告の重要性の認識を促すとともに、連結ベースでの適正な財務報告を実現するため内部統制システムを構築する。また専門家などの情報を適切に入手した上で、事業の実態を反映するよう、会計方針を選択適用するとともに適切な会計処理を行い、適正な財務報告を実現する。
- (6) FGIグループは反社会勢力との取引は行わず、また、反社会勢力との取引を行わないよう未然防止対策に努める。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

FGIは、「情報管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体に応じて検索し閲覧することができる状態で、適切に保存及び管理（廃棄を含む）する。

3. リスクの管理に関する規程その他の体制

- (1) FGIは、「リスク管理規程」を定め、①から④を含むリスクカテゴリー毎に所管部を定めてリスク管理を行う。すなわち当該所管部が各リスクに対する不断の予防体制を構築し、各リスクが顕在化した際には、必要に

応じて緊急対策本部を設置し、適切な対応を行う。

- ① 信用リスク
- ② コンプライアンスリスク
- ③ 流動性リスク
- ④ オペレーショナルリスク

(2) FGIは、子会社におけるリスク情報の有無の把握に努め、子会社において重要なリスクが認識された場合には、直ちにその内容、損失の可能性の程度及びFGIグループに対する影響等について把握し、緊急対策本部はFGIのリスク管理規程に基づき適切な対応を行う。

(3) FGIは、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、リスク管理の組織または体制の整備、リスクに関する規程の策定、改定等のリスク管理に関する事項について検討を行う。

4. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

FGIは、取締役間の連携を促し、その職務の執行が効率的に行われることを確保するため次の体制を整備する。

- (1) 取締役会を月1回定時に開催し、必要に応じて適宜臨時取締役会または書面により取締役会を実施するほか、経営会議等目的に応じた会議体や委員会を通じて取締役間で審議、情報交換を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく職務執行体制については、「組織規程」に基づく「稟議規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において各職務の責任者となる取締役及びその職務範囲を定め、当該各取締役がこれを執行するものとする。
- (3) 取締役が持つ経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入する。

5. FGIグループにおける職務の適正を確保するための体制

FGIグループは、FGIグループにおける職務の適正を確保するために次の体制を整備する。

- (1) FGIグループは、職務の適正化を確保するために各社の職務運営に関する諸規程を定める。
- (2) FGIは、子会社の職務の適正を確保するために子会社の監視・監督や子会社の職務の執行に係る事項のFGIへの報告に関する規程を定め、FGI担当部署は当該規程に従い、子会社に対する監視・監督を果たし子会社の営業成績・財務状況その他重要な情報について、定期的に当社への報告が行われる体制を整備する。
- (3) 必要に応じて、子会社の役員にFGIの役員が就任することにより、ガバナンスを確保する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) FGIグループは、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 内部監査部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

7. 反社会的勢力との取引の排除・防止のための体制

- (1) FGIは「FGIグループコンプライアンス規範」を定め、反社会的勢力との取引の謝絶、未然防止についてFGIグループの役職員全員が高い認識を持った対応が行えるよう努める。
- (2) FGIは反社会的勢力との取引防止のためFGIグループ共通の「反社チェック」制度を設け、FGIグループの役職員に周知・徹底の上、遵守させる。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

FGIは、監査役から求めがある場合には、速やかに監査役の職務を補助する監査役スタッフを置くこととする。

9. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) FGIは、監査役スタッフを置く場合には、その独立性を確保するため、当該スタッフの任命、異動等人事権にかかわる事項の決定については事前に常勤監査役の同意を得るものとする。

(2) 監査役スタッフの監査役補助職務に対する指揮命令権は、監査役が有するものとし、取締役からの指揮命令に服さないものとする。

10. 役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

FGIは、役職員が監査役に報告するため次の体制を整備する。

(1) 役職員はFGIの職務、業績に影響を与える重要な事項または監査役による指摘事項に関する対応の進捗状況等について監査役に都度報告する。

(2) 監査役はいつでも必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

FGIは、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために次の体制を整備する。

(1) 監査役は、社長その他の取締役または会計監査人とそれぞれ定期的にまたは必要に応じて意見交換する。

(2) 監査役は、内部監査担当部門や子会社の取締役または監査役等との情報交換、連携を密にするとともに、必要に応じて、子会社の監査役を兼務する。

(3) 監査役は、取締役会へ出席し、適時かつ的確に職務執行状況を把握するため、経営会議等会議体の議事録、資料等を閲覧できる。

(4) 監査役は、必要に応じて、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

H 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制の整備状況

当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係は一切持たないとの基本方針のもと、当社の「FGIグループ コンプライアンス規範」で定められた反社会的勢力対応の一貫として反社会的勢力チェック体制を整備し、その運用を徹底、適宜その体制改善を図ることで、反社会的勢力を一切排除する取り組みを実施しております。

具体的には、当社もしくは当社関係会社が行う取引について、原則として全取引先に対し、取引の事前及び定期的に、取引先及びその経営者等について調査を行うことを基本としております。また調査結果についてはデータベース化を行うことで情報の蓄積を図るとともに、必要に応じて外部専門家と連携するなど、体制の強化を図っております。

また、当社が締結する契約書等には、反社会的勢力であることが判明した場合は解除事由となる条項を設けるなど、様々な措置を講じており、万一そのような勢力からの接触・介入があった場合には、社内外で連携を図りながら毅然とした態度で対処する所存であります。

I 業務を執行した公認会計士の概要

当事業年度において当社の会計監査を担当した公認会計士の氏名、所属する監査法人は以下の通りであります。

新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木 一宏

新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 月本 洋一

上記の他に公認会計士11名、その他17名が補助者として監査業務に携わっております。継続監査年数が7年を超える者はおりません。なお、新日本有限責任監査法人及び当社監査に従事する新日本有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

③役員報酬等

A 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	127,980	127,980	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	2,520	2,520	—	—	—	1
社外役員	20,838	20,838	—	—	—	5

(注) 上記報酬等の他、当社子会社の取締役を兼務している取締役2名(社外取締役を除く)に対し、当社子会社が当事業年度に係る基本報酬として総額66百万円を支払っております。

B 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

C 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

D 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員の報酬は、原則として基本報酬、ストックオプションで構成しております。

<基本報酬>

取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額は株主総会において決議しており、その上で個々の取締役の報酬については、職責、従業員給与とのバランス、貢献度、会社業績等を勘案し、取締役会にて配分方法を決議の上、詳細は代表取締役社長が決定しております。

監査役の報酬等は、基本報酬のみで構成され、監査役の協議によって決定しております。

<ストックオプション>

ストックオプションについては、取締役の企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めること等を目的に、株主総会にて承認を受けたストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額内において、取締役会で決定することとしております。

④ 株式の保有状況

A 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

B 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄(非上場株式を除く。)

該当事項はありません。

C 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表計上額 の合計額	貸借対照表計上額 の合計額	受取配当金の 合計額	売却損益の 合計額	評価損益の 合計額
非上場株式	1,329	1,329	153	—	—

⑤ 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

A 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に応じて柔軟な資本政策を運営できるよう、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

B 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは剰余金の中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主へ柔軟な利益還元を行うことを目的としております。

⑥ 取締役の定数及び任期

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の任期を1年としております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	31,000	—	34,000	—
連結子会社	—	—	—	9,000
合計	31,000	—	34,000	9,000

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模、特性および監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査公認会計士等は次のとおり異動しております。

第20期連結会計年度の連結財務諸表及び第20期事業年度の財務諸表 清和監査法人

第21期連結会計年度の連結財務諸表及び第21期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

(1) 異動する監査公認会計士等の名称

- ① 退任する監査公認会計士等の名称：清和監査法人
- ② 選任する監査公認会計士等の名称：新日本有限責任監査法人

(2) 異動年月日

平成26年12月19日（第20期定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成25年12月20日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であります清和監査法人は、平成26年12月19日開催予定の第20期定時株主総会終結の時をもって任期満了になります。このため、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告等又は内部統制報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、各種研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,617,855	※2 2,290,523
受取手形及び売掛金	237,393	67,723
営業投資有価証券	1,565,930	1,291,852
営業貸付金	761,902	793,762
販売用不動産	※2 1,515,740	※2 977,020
仕掛販売用不動産	※2 1,135,958	※2 2,693,211
繰延税金資産	4,342	11,628
その他	※2 870,335	328,402
貸倒引当金	△202,015	△188,909
流動資産合計	10,507,445	8,265,216
固定資産		
有形固定資産		
建物	※2 210,385	※2 936,809
減価償却累計額	△102,214	△350,330
建物（純額）	108,170	586,479
機械装置及び運搬具	486	8,281
減価償却累計額	△243	△2,414
機械装置及び運搬具（純額）	243	5,867
工具、器具及び備品	209,290	211,603
減価償却累計額	△146,976	△152,364
工具、器具及び備品（純額）	62,313	59,238
土地	※2 657,818	※2 1,622,743
建設仮勘定	12,480	33,290
有形固定資産合計	841,025	2,307,618
無形固定資産		
のれん	97,468	54,072
その他	32,235	36,555
無形固定資産合計	129,704	90,627
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 86,505	※1 110,065
その他	※1、2 420,855	※1、2 263,837
貸倒引当金	△27,430	△61,740
投資その他の資産合計	479,929	312,163
固定資産合計	1,450,659	2,710,409
資産合計	11,958,104	10,975,625

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	41,639	14,130
短期借入金	※2 2,372,557	※2 1,981,862
1年内償還予定の社債	46,000	38,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 163,284	※2 115,665
未払法人税等	41,396	30,719
繰延税金負債	265	2,846
賞与引当金	42,466	50,099
その他	402,315	538,957
流動負債合計	3,109,925	2,772,281
固定負債		
社債	98,000	60,000
長期借入金	※2 691,779	※2 1,540,470
繰延税金負債	37,606	141,840
退職給付に係る負債	105,646	105,901
その他	35,261	42,246
固定負債合計	968,294	1,890,459
負債合計	4,078,219	4,662,741
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,548,138	4,548,647
資本剰余金	2,125,950	2,122,245
利益剰余金	1,266,792	△215,238
株主資本合計	7,940,881	6,455,655
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△118,455	△194,875
その他の包括利益累計額合計	△118,455	△194,875
新株予約権	16,729	33,560
非支配株主持分	40,728	18,544
純資産合計	7,879,885	6,312,884
負債純資産合計	11,958,104	10,975,625

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	5,429,688	7,485,886
売上原価	※1 2,934,417	※1 5,989,419
売上総利益	2,495,270	1,496,467
販売費及び一般管理費	※2 2,380,246	※2 2,527,820
営業利益又は営業損失(△)	115,024	△1,031,352
営業外収益		
受取利息	7,596	3,290
為替差益	147,411	—
持分法による投資利益	4,349	612
不動産取得税還付金	—	13,533
その他	6,802	3,435
営業外収益合計	166,160	20,871
営業外費用		
支払利息	29,719	67,665
為替差損	—	211,414
貸倒引当金繰入額	3,184	54,829
その他	11,272	24,704
営業外費用合計	44,175	358,613
経常利益又は経常損失(△)	237,008	△1,369,095
特別利益		
固定資産売却益	※3 13,276	※3 728
負ののれん発生益	—	249
関係会社株式売却益	10,520	—
関係会社清算益	—	634
新株予約権戻入益	203	484
特別利益合計	23,999	2,096
特別損失		
関係会社株式売却損	737	5,255
関係会社株式評価損	24,648	—
関係会社清算損	587	20,535
出資金評価損	—	4,766
投資有価証券評価損	1,000	—
その他	604	216
特別損失合計	27,578	30,773
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	233,429	△1,397,771
法人税、住民税及び事業税	41,518	30,417
法人税等調整額	△8,342	△23,431
法人税等合計	33,176	6,986
当期純利益又は当期純損失(△)	200,253	△1,404,757
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△24,227	△19,873
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	224,481	△1,384,883

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	200,253	△1,404,757
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△117,881	△76,420
その他の包括利益合計	※ △117,881	※ △76,420
包括利益	82,372	△1,481,178
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	106,600	△1,461,304
非支配株主に係る包括利益	△24,227	△19,873

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	3,351,561	929,373	1,226,803	5,507,738
当期変動額				
新株の発行	1,196,576	1,196,576		2,393,153
剰余金の配当			△73,598	△73,598
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				—
親会社株主に帰属する当期純利益			224,481	224,481
連結範囲の変動			△110,893	△110,893
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	1,196,576	1,196,576	39,989	2,433,143
当期末残高	4,548,138	2,125,950	1,266,792	7,940,881

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△573	△573	4,168	23,510	5,534,844
当期変動額					
新株の発行					2,393,153
剰余金の配当					△73,598
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—
親会社株主に帰属する当期純利益					224,481
連結範囲の変動					△110,893
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△117,881	△117,881	12,560	17,217	△88,102
当期変動額合計	△117,881	△117,881	12,560	17,217	2,345,041
当期末残高	△118,455	△118,455	16,729	40,728	7,879,885

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	4,548,138	2,125,950	1,266,792	7,940,881
当期変動額				
新株の発行	509	509		1,018
剰余金の配当			△97,147	△97,147
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△4,213		△4,213
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,384,883	△1,384,883
連結範囲の変動				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	509	△3,704	△1,482,031	△1,485,226
当期末残高	4,548,647	2,122,245	△215,238	6,455,655

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△118,455	△118,455	16,729	40,728	7,879,885
当期変動額					
新株の発行					1,018
剰余金の配当					△97,147
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△4,213
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△1,384,883
連結範囲の変動					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△76,420	△76,420	16,830	△22,183	△81,773
当期変動額合計	△76,420	△76,420	16,830	△22,183	△1,567,000
当期末残高	△194,875	△194,875	33,560	18,544	6,312,884

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	233,429	△1,397,771
減価償却費	32,054	65,757
のれん償却額	54,245	43,396
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2,351	52,903
賞与引当金の増減額(△は減少)	15,850	7,633
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△15,025	254
受取利息及び受取配当金	△7,612	△3,464
為替差損益(△は益)	△16,476	12,500
持分法による投資損益(△は益)	△4,349	△612
資金原価及び支払利息	33,499	69,243
固定資産売却損益(△は益)	△13,276	△728
関係会社株式売却損益(△は益)	△9,782	5,255
負ののれん発生益	—	△249
新株予約権戻入益	△203	△484
関係会社株式評価損	24,648	—
関係会社清算損益(△は益)	587	19,901
投資有価証券評価損益(△は益)	1,000	—
出資金評価損	—	4,766
売上債権の増減額(△は増加)	△190,419	168,898
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	77,602	95,963
営業貸付金の増減額(△は増加)	12,129	△63,560
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,991,882	△497,213
仕入債務の増減額(△は減少)	△44,022	△27,509
その他	79,128	254,147
小計	△1,726,522	△1,190,971
利息及び配当金の受取額	7,166	2,314
利息の支払額	△36,816	△67,475
法人税等の支払額	△35,393	△49,584
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,791,565	△1,305,716
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△770,333	△177,215
固定資産の売却による収入	172,818	45,568
定期預金の預入による支出	△5,500	△100,792
定期預金の払戻による収入	—	157,339
担保預金の差入による支出	—	△50,000
関係会社株式の取得による支出	△100	△50,949
関係会社出資金の償還による収入	—	183,261
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △314,478
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	※3 △111,338	—
短期貸付金の増減額(△は増加)	101,458	△34,400
長期貸付けによる支出	△25,974	—
その他	△5,185	39,244
投資活動によるキャッシュ・フロー	△644,154	△302,421

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,743,457	△390,695
長期借入れによる収入	723,920	313,660
長期借入金の返済による支出	△128,516	△524,642
社債の発行による収入	150,000	—
社債の償還による支出	△46,000	△46,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	2,375,203	605
新株予約権の発行による収入	17,640	—
配当金の支払額	△72,704	△96,712
その他	△1,429	△7,409
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,761,570	△751,193
現金及び現金同等物に係る換算差額	16,476	△12,500
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,342,328	△2,371,831
現金及び現金同等物の期首残高	2,024,917	4,612,355
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	※4 245,109	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 4,612,355	※1 2,240,523

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の数は、14社です。

主要な連結子会社の名称

フィンテックアセットマネジメント(株)

(株)フィンテックグローバルトレーディング(株)

ベターライフサポートホールディングス(株)

(株)ベルス

(株)ユニハウス

ベターライフハウス(株)

ベターライフプロパティ(株)

なお、ベターライフプロパティ(株)他2社は株式取得等により当連結会計年度より連結子会社としております。

また、フィンテックキャピタルリスクソリューションズ(株)他1社は清算により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

虎ノ門ハム(株)

連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数は、1社です。

持分法を適用した関連会社の名称

F G I キャピタル・パートナーズ(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等

(株)パブリック・マネジメント・コンサルティング

虎ノ門ハム(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった主要な当該他の会社等の名称

アクシスモーション(株)

関連会社としなかった理由

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱ムーミン物語の決算日は3月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 2～20年

機械装置及び運搬具 2年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。ただし、自社利用の主なソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 営業投資有価証券に含まれる投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資の会計処理

当社グループは投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資の会計処理を行うに際して、組合が獲得した純損益の持分相当額については、「営業損益」に計上し、同額を「営業投資有価証券」に加減しております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」とい
う。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本
剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しており
ます。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価
の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加え
て、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。
企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業
分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわた
って適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の
実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基
準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判
断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つ
に分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類
の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能
性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年10月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点
で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
投資有価証券(株式)	85,156千円	110,065千円
その他(投資その他の資産・関係会社出資金)	102,918千円	18千円
計	188,075千円	110,084千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
現金及び預金(定期預金)	－千円	50,000千円
販売用不動産	1,406,564千円	797,728千円
仕掛販売用不動産	1,095,371千円	1,674,299千円
その他(流動資産・短期貸付金) (注)	600,000千円	－千円
建物	53,033千円	514,686千円
土地	155,503千円	941,564千円
その他(投資その他の資産・投資不動産)	58,342千円	27,267千円
計	3,368,816千円	4,005,546千円

(注) 連結財務諸表上、相殺消去されております。

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
短期借入金	1,593,557千円	1,874,662千円
一年内返済予定の長期借入金	140,400千円	80,188千円
長期借入金	632,120千円	1,368,531千円
計	2,366,077千円	3,323,381千円

3 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入及びリース契約に対して、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
虎ノ門ハム(株)の借入金	16,189千円	14,532千円
虎ノ門ハム(株)のリース契約	6,203千円	5,720千円
計	22,393千円	20,253千円

なお、上記以外に虎ノ門ハム(株)の店舗家賃に対して、債務保証を行っております。

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
	4,705千円	36,073千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
役員報酬	241,529千円	241,180千円
給料及び手当	685,111千円	789,168千円
地代家賃	218,681千円	196,879千円
貸倒引当金繰入額	△832千円	△1,925千円
賞与引当金繰入額	39,592千円	51,985千円
退職給付費用	17,676千円	36,611千円
支払手数料	307,125千円	409,229千円
のれん償却額	54,245千円	43,396千円

※3 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
建物及び土地	一千円	728千円
投資不動産	13,276千円	一千円
計	13,276千円	728千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△118,914千円	△75,961千円
組替調整額	1,284千円	△710千円
税効果調整前	△117,629千円	△76,671千円
税効果額	△251千円	251千円
その他有価証券評価差額金	△117,881千円	△76,420千円
その他の包括利益合計	△117,881千円	△76,420千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	147,196,800	14,715,800	—	161,912,600

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

行使価額修正条項付新株予約権の権利行使による増加 14,700,000 株

ストック・オプションの権利行使による増加 15,800 株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権 (注)2	—	—	—	—	—	16,729
	行使価額修正条項付新株 予約権 (注)1	普通株式	—	14,700,000	14,700,000	—	—
合 計			—	14,700,000	14,700,000	—	16,729

(注) 1 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しておりま
す。

2 第11回新株予約権及び第13回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(変動事由の概要)

行使価額修正条項付新株予約権

発行による増加 14,700,000株

権利行使による減少 14,700,000株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	73,598	0.5	平成26年9月30日	平成26年12月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	97,147	0.6	平成27年9月30日	平成27年12月24日

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	161,912,600	14,700	—	161,927,300

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

ストック・オプションの権利行使による増加 14,700株

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	ストック・オプションと しての新株予約権 (注)	—	—	—	—	—	33,560
合 計			—	—	—	—	33,560

(注) 第13回新株予約権及び第15回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	97,147	0.6	平成27年9月30日	平成27年12月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	4,617,855千円	2,290,523千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△5,500千円	－千円
担保差入定期預金	－千円	△50,000千円
現金及び現金同等物	4,612,355千円	2,240,523千円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

株式の取得により新たにベターライフプロパティ㈱を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにベターライフプロパティ㈱株式の取得原価とベターライフプロパティ㈱取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	277,819 千円
固定資産	1,397,564 千円
流動負債	△192,488 千円
固定負債	△990,645 千円
負ののれん発生益	△249 千円
株式の取得価額	492,000 千円
現金及び現金同等物	△177,521 千円
取得による支出	314,478 千円

※3 連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

株式の売却により岡山建設㈱他1社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,130,699 千円
固定資産	18,128 千円
流動負債	△784,391 千円
固定負債	△28,254 千円
利益剰余金	8,807 千円
非支配株主持分	△13 千円
株式売却後の投資勘定	△12,558 千円
関係会社株式売却損益	9,782 千円
株式の売却価額	342,200 千円
現金及び現金同等物	△453,538 千円
売却による支出	△111,338 千円

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

※4 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

非連結子会社であったフィンテックグローバルトレーディング(株)他2社を、重要性の観点から当連結会計年度より連結の範囲の含めております。連結の範囲に含めたことに伴い増加した資産及び負債の金額は以下のとおりであります。

流動資産	251,760 千円
固定資産	2,572 千円
流動負債	△66,783 千円
固定負債	△20,000 千円

なお、連結の範囲に含めたことに伴い増加した現金及び現金同等物の金額は、「新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額」に含めて表示しております。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社における事務備品（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資家もしくは金融機関から適時・適切な必要資金の調達を行い、プリンシパルインベストメントに使用しております。これらの事業に関して、適切なリスク管理に取り組み、リスクに見合った利益を獲得できる優良資産の維持・拡大に努める方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループのプリンシパルインベストメントは、当社グループ自身が資金拠出者として投融資を行う業務であり、その貸付債権や投資有価証券は、案件参加者の信用リスク・投融資対象資産や担保資産に関する価値の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、当社グループ各社の諸規程に従い、個別案件毎の与信審査（プロジェクトのスキームの審査も含む）を行うとともに、定期的にモニタリングを行って、期日や残高、プロジェクトの状況の管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、支払金利等の変動リスクを抑制するために、当社グループが行う融資と、そのための必要資金の調達における固定金利・変動金利のマッチングを推進しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金管理担当部門が資金繰計画を作成・更新し、回収資金と資金返済の期日を集約して管理することで、手許流動性の維持・確保などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

前連結会計年度（平成27年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,617,855	4,617,855	-
(2) 受取手形及び売掛金	237,393		
貸倒引当金（※）	△3,050		
	234,343	234,343	-
(3) 営業貸付金	761,902		
貸倒引当金（※）	△196,372		
	565,530	565,530	-
資産計	5,417,728	5,417,728	-
(1) 支払手形及び買掛金	41,639	41,639	-
(2) 短期借入金	2,372,557	2,372,557	-
(3) 未払法人税等	41,396	41,396	-
(4) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	144,000	144,282	282
(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	855,063	855,151	88
負債計	3,454,656	3,455,027	371

（※）受取手形及び売掛金、並びに営業貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成28年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,290,523	2,290,523	-
(2) 受取手形及び売掛金	67,723		
貸倒引当金(※)	△2,884		
	64,839	64,839	-
(3) 営業貸付金	793,762		
貸倒引当金(※)	△129,572		
	664,190	664,190	-
資産計	3,019,553	3,019,553	-
(1) 支払手形及び買掛金	14,130	14,130	-
(2) 短期借入金	1,981,862	1,981,862	-
(3) 未払法人税等	30,719	30,719	-
(4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	98,000	98,655	655
(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,656,135	1,657,136	1,000
負債計	3,780,848	3,782,503	1,655

(※) 受取手形及び売掛金、並びに営業貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 営業貸付金

営業貸付金のうち、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、貸倒れが懸念される債権については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)、(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。)

社債及び長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
営業投資有価証券		
非上場株式	118,795	246,778
投資事業有限責任組合出資金	108,998	4,905
リミテッド・パートナーシップ への出資金	1,181,988	909,073
匿名組合出資金	138,147	131,095
非上場社債	18,000	-
投資有価証券		
非上場株式	1,329	1,329
関係会社株式等	85,156	108,717
その他	19	19
その他(関係会社出資金)		
投資事業有限責任組合出資金	52,509	8
関係会社株式等	-	10

上記については、市場価格がなく、かつ、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成27年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,617,855	-	-	-
受取手形及び売掛金	237,393	-	-	-
営業貸付金	417,470	40,000	-	-
合計	5,272,719	40,000	-	-

(※) 営業貸付金のうち、実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権、貸倒が懸念される債権等、償還予定額が見込めない185,083千円及びスケジュールの予測が困難である119,349千円は含めておりません。

当連結会計年度(平成28年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,290,523	-	-	-
受取手形及び売掛金	67,723	-	-	-
営業貸付金	-	526,465	-	-
合計	2,358,247	526,465	-	-

(※) 営業貸付金のうち、実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権、貸倒が懸念される債権等、償還予定額が見込めない113,914千円及びスケジュールの予測が困難である153,383千円は含めておりません。

(注4) 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成27年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	46,000	38,000	30,000	30,000	-	-
長期借入金	163,284	312,695	179,466	15,618	164,000	20,000
合計	209,284	350,695	209,466	45,618	164,000	20,000

当連結会計年度(平成28年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	38,000	30,000	30,000	-	-	-
長期借入金	115,665	266,187	89,818	229,771	319,477	635,215
合計	153,665	296,187	119,818	229,771	319,477	635,215

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成27年9月30日)

1 その他有価証券

非上場の有価証券(株式(連結貸借対照表計上額120,125千円)、投資事業有限責任組合出資金(同161,508千円)、リミテッド・パートナーシップへの出資金(同1,181,988千円)、匿名組合出資金(同138,147千円)、関係会社株式(同85,156千円)、非上場社債(同18,000千円)、その他(同19千円))については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成26年10月1日至平成27年9月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
(1) 株式	372,893	10,520	2,313
(2) その他	50,990	19,996	-

3 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、営業投資有価証券13,171千円、関係会社株式24,648千円について減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の減損処理にあたっては、実質価額が取得価格に対して50%以上下落したもの、及び30%以上50%未満下落したもののうち回復可能性が乏しいと総合的に判断されたものについて、減損処理を行っております。

当連結会計年度(平成28年9月30日)

1 その他有価証券

非上場の有価証券(株式(連結貸借対照表計上額248,107千円)、投資事業有限責任組合出資金(同4,914千円)、リミテッド・パートナーシップへの出資金(同909,073千円)、匿名組合出資金(同131,095千円)、関係会社株式(同108,727千円)、その他(同19千円))については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成27年10月1日至平成28年9月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
(1) 株式	45,203	-	5,255
(2) その他	30,000	3,987	-

3 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、営業投資有価証券45,234千円について減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の減損処理にあたっては、実質価額が取得価格に対して50%以上下落したもの、及び30%以上50%未満下落したもののうち回復可能性が乏しいと総合的に判断されたものについて、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年9月30日)

重要性がないため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用している他、確定拠出年金制度を併用しております。

なお、各社とも簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	148,926	105,646
退職給付費用	6,048	20,395
退職給付の支払額	△21,073	△20,140
連結除外による減少額	△28,254	-
退職給付に係る負債の期末残高	105,646	105,901

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
退職給付に係る負債	105,646	105,901
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	105,646	105,901

(3) 退職給付費用

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
簡便法で計算した退職給付費用	6,048	20,395

3 確定拠出制度

当社及び一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度12,041千円、当連結会計年度16,216千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
販売費及び一般管理費	13,075千円	17,727千円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
新株予約権戻入益	203千円	484千円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 79名	当社従業員 59名
ストック・オプションの数 (注) 1, 2	普通株式 36,200株	普通株式 27,800株
付与日	平成20年12月29日	平成21年12月28日
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。	同左
対象勤務期間	平成20年12月29日～平成22年12月28日	平成21年12月28日～平成23年12月27日
権利行使期間	平成22年12月29日～平成30年11月30日	平成23年12月28日～平成31年11月30日

会社名	提出会社	提出会社
名称	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 18名 子会社取締役 6名 子会社従業員 26名	当社従業員 14名 子会社取締役 7名 子会社従業員 36名
ストック・オプションの数 (注) 1, 2	普通株式 35,800株	普通株式 41,600株
付与日	平成22年12月28日	平成23年12月28日
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。	同左
対象勤務期間	平成22年12月28日～平成24年12月27日	平成23年12月28日～平成25年12月27日
権利行使期間	平成24年12月28日～平成32年11月30日	平成25年12月28日～平成33年11月30日

会社名	提出会社	提出会社
名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 18名 子会社取締役 7名 子会社従業員 16名	当社従業員 23名 子会社取締役 7名 子会社従業員 27名
ストック・オプションの数 (注) 1, 2	普通株式 84,500株	普通株式 118,500株
付与日	平成24年12月28日	平成25年12月27日
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。	同左
対象勤務期間	平成24年12月28日～平成26年12月27日	平成25年12月27日～平成27年12月27日
権利行使期間	平成26年12月28日～平成34年11月30日	平成27年12月28日～平成35年11月30日

会社名	提出会社	提出会社
名称	第13回新株予約権	第15回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 27名 子会社取締役 10名 子会社従業員 75名	当社従業員 41名 子会社取締役 7名 子会社従業員 66名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 223,500株	普通株式 263,500株
付与日	平成27年1月26日	平成27年12月25日
権利確定条件	権利確定日(権利行使期間の初日以降)において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。	同左
対象勤務期間	平成27年1月26日～平成29年1月26日	平成27年12月25日～平成29年12月27日
権利行使期間	平成29年1月27日～平成36年11月30日	平成29年12月28日～平成37年11月30日

(注) 1 株式数に換算して記載しています。

- 2 当社は平成17年12月20日付をもって、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を、平成18年10月1日付をもって、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を、平成26年4月1日付をもって、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っているため、ストック・オプションの数を調整しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
付与日	平成20年 12月29日	平成21年 12月28日	平成22年 12月28日	平成23年 12月28日
権利確定前				
前連結会計 年度末(株)	—	—	—	—
付与(株)	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	—
権利確定後				
前連結会計 年度末(株)	10,600	9,200	13,600	18,200
権利確定(株)	—	—	—	—
権利行使(株)	1,200	200	1,400	1,400
失効(株)	1,000	1,000	1,000	2,000
未行使残(株)	8,400	8,000	11,200	14,800

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第13回 新株予約権	第15回 新株予約権
付与日	平成24年 12月28日	平成25年 12月27日	平成27年 1月26日	平成27年 12月25日
権利確定前				
前連結会計 年度末(株)	—	99,500	194,000	—
付与(株)	—	—	—	263,500
失効(株)	—	—	32,000	34,000
権利確定(株)	—	99,500	—	—
未確定残(株)	—	—	162,000	229,500
権利確定後				
前連結会計 年度末(株)	57,500	—	—	—
権利確定(株)	—	99,500	—	—
権利行使(株)	4,000	6,500	—	—
失効(株)	5,000	7,500	—	—
未行使残(株)	48,500	85,500	—	—

②単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
付与日	平成20年 12月29日	平成21年 12月28日	平成22年 12月28日	平成23年 12月28日
権利行使価格 (円)	27	33	41	32
行使時平均株価 (円)	125	111	132	132
付与日における 公正な評価単価 (円)	996	2,519	3,237	1,689

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第13回 新株予約権	第15回 新株予約権
付与日	平成24年 12月28日	平成25年 12月27日	平成27年 1月26日	平成27年 12月25日
権利行使価格 (円)	30	53	213	135
行使時平均株価 (円)	134	132	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	1,764	3,936	154	74

(注) 付与日における公正な評価単価は、新株予約権1個(100株)当たりの金額を記載しております。

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

提出会社が当連結会計年度において付与した第15回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値およびその見積方法

① 株価変動性 76.749%

過去の当社普通株式の月次株価(平成21年12月から平成27年12月までの各月の最終取引日における終値)に基づき算出しております。

② 予想残存期間 6年

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

③ 予想配当 0.6円/株

過去1年間の配当実績によっております。

④ 無リスク利率 0.047%

予想残存期間に対応する期間に対応する平成27年12月25日における国債利回りであります。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産		
(流動資産)		
賞与引当金繰入超過額	14,310 千円	16,061 千円
貸倒引当金繰入超過額	88,448 千円	57,781 千円
営業投資有価証券評価損	105,413 千円	184,381 千円
貸倒損失	1,174,337 千円	1,032,806 千円
その他	62,748 千円	33,888 千円
小計	1,445,256 千円	1,324,918 千円
評価性引当額	△1,440,913 千円	△1,313,120 千円
繰延税金負債(流動)との相殺	— 千円	△168 千円
繰延税金資産(流動)合計	4,342 千円	11,628 千円
(固定資産)		
税務上の繰越欠損金	7,538,046 千円	7,397,234 千円
関係会社株式評価損	225,750 千円	208,916 千円
投資有価証券評価損	21,831 千円	25,755 千円
退職給付に係る負債	30,760 千円	31,290 千円
その他	41,215 千円	50,197 千円
小計	7,857,605 千円	7,713,394 千円
評価性引当額	△7,857,605 千円	△7,708,323 千円
繰延税金負債(固定)との相殺	— 千円	△5,071 千円
繰延税金資産(固定)合計	— 千円	— 千円
繰延税金負債		
(流動負債)		
有価証券評価差額金	△251 千円	— 千円
その他	△14 千円	△3,015 千円
小計	△265 千円	△3,015 千円
繰延税金資産(流動)との相殺	— 千円	168 千円
繰延税金負債(流動)合計	△265 千円	△2,846 千円
(固定負債)		
のれん	△34,464 千円	△19,119 千円
土地圧縮積立金	— 千円	△31,873 千円
全面時価評価法による評価差額	— 千円	△93,062 千円
その他	△3,141 千円	△2,857 千円
小計	△37,606 千円	△146,912 千円
繰延税金資産(固定)との相殺	— 千円	5,071 千円
繰延税金負債(固定)合計	△37,606 千円	△141,840 千円
差引：繰延税金負債の純額	△33,529 千円	△133,058 千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	35.6 %	— %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.2 %	— %
子会社株式の投資簿価修正	△12.0 %	— %
住民税均等割	1.8 %	— %
評価性引当額の増減	△420.4 %	— %
税率変更による評価性引当額の増減	364.4 %	— %
子会社株式売却益の連結修正	39.6 %	— %
その他	△2.0 %	— %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.2 %	— %

(注) 当連結会計年度については、税金等調整前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年10月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年10月1日から平成29年9月30日までのものは30.9%、平成29年10月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)
(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 石渡住宅サービス㈱

事業の内容 不動産賃貸事業

②企業結合を行った主な理由

不動産業界はますますインターネット化が進んでおり、スマートフォン等を利用して不動産を探す時代になっています。ベターライフサポートグループでは、「eコマースを活用した不動産事業」の1つとして、㈱ベルスの福利厚生 の 優良な顧客基盤を活用し、不動産情報を活用したビジネスを推進しています。その中で不動産賃貸事業に関しては、顧客企業の従業員に対する福利厚生サービスとして賃貸物件の紹介を中心に推進してきましたが、安定した賃貸ビジネス基盤の構築と拡充が経営課題の1つでありました。

今般、石渡住宅サービス㈱をグループ会社とすることにより、ベターライフサポートグループのeコマースを活用した不動産賃貸ビジネス、不動産賃貸管理ビジネス、不動産賃貸仲介ビジネスを拡大させて推進することを企図しています。また、住まいをお求めの顧客のために、ベターライフサポートグループのサイトによってワンストップで全ての不動産情報が得られるようなシステム構築のスピードアップを図って参ります。

石渡住宅サービス㈱は、平成19年に石渡浩氏が起業し、神奈川県を中心に賃貸物件を46物件保有している優良企業です。石渡浩氏は同社の社長も務める傍ら執筆活動も行っており、広く不動産賃貸業界で活躍されている若手実業家です。今般、ベターライフサポート事業の構想に共感いただき石渡住宅サービス㈱の株式譲渡後も、新たな不動産賃貸ビジネス構築を当社グループとともに推進していきます。

このように、今回の株式取得は、当社グループが推進していくベターライフサポート事業とのシナジー効果が見込まれ、当社グループの連結ベースでの企業価値向上に寄与するものと判断いたしました。

③企業結合日

平成28年4月28日

④企業結合の法的形式

株式の取得

⑤結合後企業の名称

ベターライフプロパティ㈱

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の完全子会社である「ベターライフサポートホールディングス㈱」及びその子会社の「㈱ベルス」が、現金を対価とした株式取得により、被取得企業の議決権の100%を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年4月1日から平成28年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	492,000千円
取得原価		492,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 1,273千円

(5) 発生した負ののれん発生益の金額、発生原因

①発生した負ののれん発生益の金額

249千円

②発生原因

企業結合時の石渡住宅サービス㈱の時価純資産額が株式の取得原価を上回ったため、当該差額を負ののれんとして認識しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	277,819	千円
固定資産	1,397,564	千円
資産合計	1,675,383	千円
流動負債	192,488	千円
固定負債	990,645	千円
負債合計	1,183,133	千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	80,892	千円
営業利益	17,694	千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に開始したと仮定して算定した売上高及び営業利益と取得企業の連結損益計算書における売上高及び営業利益との差額を影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（平成27年9月30日）

当社グループは、不動産賃貸借契約等に関する敷金及び保証金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

当連結会計年度（平成28年9月30日）

当社グループは、不動産賃貸借契約等に関する敷金及び保証金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当連結会計年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(賃貸等不動産関係)

一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用として土地及び建物を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は8,916千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、売却益は13,276千円（特別利益に計上）であります。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は44,103千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、売却益は728千円（特別利益に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	184,744	58,342
	期中増減額	△126,402	1,281,073
	期末残高	58,342	1,339,415
期末時価		62,320	1,347,648

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は取得によるもの(27,617千円)であり、主な減少は売却によるもの(155,979千円)であります。

当連結会計年度の主な増加は、新規連結によるもの(1,378,118千円)であり、主な減少は、売却によるもの(44,919千円)、及び販売用不動産への振替によるもの(26,248千円)であります。

3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準じ、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「不動産事業」を子会社が行っており、これらに自己投融資事業、フィナンシャル・アドバイザー、ファイナンス・アレンジメント、公共ファイナンス（再生可能エネルギー案件等）、アセットマネジメント業務（不動産投資運用、投資ファンド運用等）等を行う事業である「投資銀行事業」を加えた3つを報告セグメントとしており、報告セグメントに含まれていない事業セグメントについては、「その他」の区分としております。

各報告セグメントの事業内容は以下の通りであります。

・投資銀行事業

自己投融資事業、フィナンシャル・アドバイザー、ファイナンス・アレンジメント、公共ファイナンス（再生可能エネルギー案件等）、アセットマネジメント業務（不動産投資運用、投資ファンド運用等）

・不動産事業

職域での福利厚生サービス、不動産仲介、不動産開発、不動産販売、不動産賃貸

・その他

ソフトウェアの開発・販売事業等、他

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、「建設事業」を構成していた岡山建設㈱の全株式を前連結会計年度に売却しました。

この結果、当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントは、「投資銀行事業」及び「不動産事業」となりました。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、第三者間取引価額に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3	連結財務諸 表計上額
	投資銀行 事業	不動産事業	建設事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,598,959	3,371,028	423,366	5,393,354	36,333	5,429,688	—	5,429,688
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	42,343	608	—	42,951	4,545	47,497	△47,497	—
計	1,641,302	3,371,636	423,366	5,436,306	40,879	5,477,185	△47,497	5,429,688
セグメント利益 又は損失 (△)	1,335,271	△80,104	△530	1,254,636	△105,177	1,149,458	△1,034,434	115,024
セグメント資産	4,125,263	3,308,926	—	7,434,189	139,725	7,573,915	4,384,189	11,958,104
その他の項目								
減価償却費	13	15,238	204	15,456	99	15,556	16,498	32,054
持分法適用会社 への投資額	24,834	—	—	24,834	—	24,834	—	24,834
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	514,891	241,915	2,840	759,647	—	759,647	14,983	774,631

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、連結子会社が行っている公会計コンサルティング事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失 (△) の調整額△1,034,434千円には、セグメント間取引消去66,750千円及び報告セグメントに配分していない全社費用△1,101,185千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント資産の調整額4,384,189千円は、セグメント間取引消去△1,200,107千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産5,584,296千円であります。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、3	連結財務諸表 計上額
	投資銀行 事業	不動産事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,473,414	4,972,738	7,446,153	39,733	7,485,886	—	7,485,886
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	12,319	—	12,319	2,028	14,348	△14,348	—
計	2,485,734	4,972,738	7,458,472	41,762	7,500,235	△14,348	7,485,886
セグメント利益 又は損失 (△)	349,154	103,974	453,129	△226,850	226,278	△1,257,631	△1,031,352
セグメント資産	3,896,563	4,548,412	8,444,976	119,019	8,563,996	2,411,629	10,975,625
その他の項目							
減価償却費	13,096	36,060	49,156	131	49,287	16,469	65,757
持分法適用会社 への投資額	25,446	—	25,446	—	25,446	—	25,446
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額 (注) 4	157,826	9,375	167,202	265	167,468	16,004	183,472

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、連結子会社が行っているソフトウェアの開発・販売事業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失 (△) の調整額△1,257,631千円には、セグメント間取引消去25,270千円及び報告セグメントに配分していない全社費用△1,282,901千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント資産の調整額2,411,629千円は、セグメント間取引消去△5,161,334千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産7,572,963千円であります。

4 不動産事業セグメントにおいては、このほか新規連結により1,384,249千円増加しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
サニーヘルス(株)	980,034	投資銀行事業
ジャパンソーラーエナジー(株)	851,944	投資銀行事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	全社・消去	合計
	投資銀行 事業	不動産事業	建設事業	合計			
当期償却額	—	54,245	—	54,245	—	—	54,245
当期末残高	—	97,468	—	97,468	—	—	97,468

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	投資銀行 事業	不動産事業	合計			
当期償却額	—	43,396	43,396	—	—	43,396
当期末残高	—	54,072	54,072	—	—	54,072

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

不動産事業において、249千円の負ののれん発生益を計上しております。これは、当社連結子会社がベターライフプロパティ(株)の株式を新規取得したことによるものであります。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	FGI自然電力 (株)	東京都 港区	20	太陽光 発電設 備の開 発及び 販売	(所有) 直接 50.0	当社グル ープの発 電事業 役員の兼 任	資金の貸 付(注)	259,708	—	—
							資金の返 済	356,908	—	—
							利息の受 取	4,834	—	—

(注) 資金の貸付については、市場水準を勘案して利率及び手数料を決定しております。

当連結会計年度

関連会社等への債権に対し、84,852千円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において、54,829千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と役員及び個人主要株主等

前連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	48円31銭	1株当たり純資産額	38円66銭
1株当たり当期純利益金額	1円48銭	1株当たり当期純損失金額(△)	△8円56銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1円47銭		

- (注) 1 当連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。
- 2 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額(△) (千円)	224,481	△1,384,883
普通株主に帰属しない金額(千円)	453	386
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額(△)(千円)	224,027	△1,385,270
普通株式の期中平均株式数(株)	151,848,582	161,917,605
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	359,323	—
(うち新株予約権(株))	(359,323)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成26年12月19日開催の株主総会の特別決議による平成27年1月26日発行の新株予約権(ストック・オプション) 1,940個 (普通株式 194,000株)	平成20年12月19日開催の株主総会の特別決議による平成20年12月29日発行の新株予約権(ストック・オプション) 84個 (普通株式 8,400株) 平成21年12月18日開催の株主総会の特別決議による平成21年12月28日発行の新株予約権(ストック・オプション) 80個 (普通株式 8,000株) 平成22年12月21日開催の株主総会の特別決議による平成22年12月28日発行の新株予約権(ストック・オプション) 112個 (普通株式 11,200株)

	前連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		<p>平成23年12月21日開催の株主総会の特別決議による平成23年12月28日発行の新株予約権（ストック・オプション） 148個 （普通株式 14,800株）</p> <p>平成24年12月21日開催の株主総会の特別決議による平成24年12月28日発行の新株予約権（ストック・オプション） 485個 （普通株式 48,500株）</p> <p>平成25年12月20日開催の株主総会の特別決議による平成25年12月27日発行の新株予約権（ストック・オプション） 855個 （普通株式 85,500株）</p> <p>平成26年12月19日開催の株主総会の特別決議による平成27年1月26日発行の新株予約権（ストック・オプション） 1,620個 （普通株式 162,000株）</p> <p>平成27年12月22日開催の株主総会の特別決議による平成27年12月25日発行の新株予約権（ストック・オプション） 2,295個 （普通株式 229,500株）</p>

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱ベルス	株式会社ベルス 第1回無担保社債	平成24年 2月29日	24,000 (16,000)	8,000 (8,000)	初回0.48%、以 降日本円6ヶ月 TIBOR+0.0%	無担保	平成28年 11月30日
㈱ベルス	株式会社ベルス 第2回無担保社債	平成26年 9月30日	120,000 (30,000)	90,000 (30,000)	0.43%	無担保	平成31年 9月30日
合計	—	—	144,000 (46,000)	98,000 (38,000)	—	—	—

(注) 1 「当期首残高」、「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
38,000	30,000	30,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,372,557	1,981,862	2.0%	—
1年以内に返済予定の長期借入金	163,284	115,665	1.3%	—
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く。)	691,779	1,540,470	1.3%	平成30年～平成51年
合計	3,227,620	3,637,997	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	266,187	89,818	229,771	319,477

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

① 連結会計年度終了後の状況

特記事項はありません。

② 当連結会計年度における各四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,355,096	3,362,009	4,954,260	7,485,886
税金等調整前四半期純損失金額 (△) (千円)	△296,082	△653,364	△1,101,831	△1,397,771
親会社株主に帰属する四半期純損失金額 (△) (千円)	△289,599	△642,686	△1,082,735	△1,384,883
1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△1.79	△3.97	△6.69	△8.56

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	△1.79	△2.18	△2.72	△1.87

③ 重要な訴訟事件等

特記事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,178,000	※3 1,700,066
売掛金	※2 160,300	※2 5,218
営業投資有価証券	1,505,339	1,090,244
営業貸付金	※2 782,862	※2 846,422
仕掛販売用不動産	—	347,280
前渡金	469,555	23,849
前払費用	24,555	38,110
短期貸付金	※2、3 924,050	※2 1,712,448
その他	※2 294,997	※2 295,234
貸倒引当金	△246,741	△275,627
流動資産合計	8,092,919	5,783,247
固定資産		
有形固定資産		
建物	49,739	41,985
工具、器具及び備品	48,854	46,680
土地	502,314	638,535
建設仮勘定	12,480	22,885
有形固定資産合計	613,387	750,087
無形固定資産		
ソフトウェア	8,502	10,703
その他	532	8,498
無形固定資産合計	9,034	19,201
投資その他の資産		
投資有価証券	1,348	1,348
関係会社株式	722,580	699,579
出資金	7,536	2,769
関係会社出資金	102,918	1,508
その他	※2 150,188	※2 377,521
貸倒引当金	△27,430	△62,300
投資その他の資産合計	957,141	1,020,427
固定資産合計	1,579,563	1,789,716
資産合計	9,672,483	7,572,963

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	35,451	—
短期借入金	※2、3 1,220,500	※2、3 356,300
リース債務	885	369
未払金	※2 166,592	※2 58,000
未払費用	※2 6,137	※2 11,524
未払法人税等	16,188	13,443
繰延税金負債	—	520
前受金	2,978	※2 102,958
預り金	31,463	51,969
前受収益	448	—
賞与引当金	30,703	33,297
その他	48,517	32,589
流動負債合計	1,559,865	660,971
固定負債		
長期借入金	※3 138,929	※3 308,500
リース債務	369	—
退職給付引当金	73,329	75,544
その他	※2 53,776	※2 31,978
固定負債合計	266,403	416,023
負債合計	1,826,269	1,076,994
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,548,138	4,548,647
資本剰余金		
資本準備金	2,113,361	2,113,870
資本剰余金合計	2,113,361	2,113,870
利益剰余金		
利益準備金	37,588	47,303
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,249,309	△52,536
利益剰余金合計	1,286,898	△5,232
株主資本合計	7,948,398	6,657,284
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△118,914	△194,875
評価・換算差額等合計	△118,914	△194,875
新株予約権	16,729	33,560
純資産合計	7,846,213	6,495,969
負債純資産合計	9,672,483	7,572,963

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
売上高	※1 1,464,130	※1 2,268,636
売上原価	※1 192,324	※1 1,885,442
売上総利益	1,271,805	383,193
販売費及び一般管理費	※1、2 1,106,011	※1、2 1,322,501
営業利益又は営業損失(△)	165,793	△939,308
営業外収益		
受取利息	※1 25,484	※1 49,246
受取配当金	—	153
為替差益	147,465	—
その他	12	935
営業外収益合計	172,962	50,335
営業外費用		
支払利息	※1 4,123	※1 19,345
貸倒引当金繰入額	※1 31,153	※1 74,515
為替差損	—	211,435
その他	0	6,242
営業外費用合計	35,277	311,539
経常利益又は経常損失(△)	303,479	△1,200,511
特別利益		
関係会社清算益	—	9,999
関係会社株式売却益	269,700	—
その他	203	484
特別利益合計	269,903	10,483
特別損失		
関係会社株式売却損	10,660	5,255
関係会社株式評価損	24,648	—
関係会社清算損	—	20,535
出資金評価損	—	4,766
その他	857	89
特別損失合計	36,166	30,647
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	537,216	△1,220,675
法人税、住民税及び事業税	80	△26,211
法人税等調整額	—	520
法人税等合計	80	△25,691
当期純利益又は当期純損失(△)	537,136	△1,194,984

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,351,561	916,784	916,784	30,229	793,132	823,361	5,091,706
当期変動額							
新株の発行	1,196,576	1,196,576	1,196,576				2,393,153
剰余金の配当					△73,598	△73,598	△73,598
当期純利益					537,136	537,136	537,136
利益準備金の積立				7,359	△7,359	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計	1,196,576	1,196,576	1,196,576	7,359	456,177	463,537	2,856,691
当期末残高	4,548,138	2,113,361	2,113,361	37,588	1,249,309	1,286,898	7,948,398

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,243	△1,243	4,168	5,094,631
当期変動額				
新株の発行				2,393,153
剰余金の配当				△73,598
当期純利益				537,136
利益準備金の積立				—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△117,670	△117,670	12,560	△105,109
当期変動額合計	△117,670	△117,670	12,560	2,751,581
当期末残高	△118,914	△118,914	16,729	7,846,213

当事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	4,548,138	2,113,361	2,113,361	37,588	1,249,309	1,286,898	7,948,398
当期変動額							
新株の発行	509	509	509				1,018
剰余金の配当					△97,147	△97,147	△97,147
当期純損失(△)					△1,194,984	△1,194,984	△1,194,984
利益準備金の積立				9,714	△9,714	—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)							
当期変動額合計	509	509	509	9,714	△1,301,846	△1,292,131	△1,291,113
当期末残高	4,548,647	2,113,870	2,113,870	47,303	△52,536	△5,232	6,657,284

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△118,914	△118,914	16,729	7,846,213
当期変動額				
新株の発行				1,018
剰余金の配当				△97,147
当期純損失(△)				△1,194,984
利益準備金の積立				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	△75,960	△75,960	16,830	△59,130
当期変動額合計	△75,960	△75,960	16,830	△1,350,243
当期末残高	△194,875	△194,875	33,560	6,495,969

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 棚卸資産の評価方法

(1) 販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～24年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用の主なソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 営業投資有価証券に含まれる投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資の会計処理

当社は投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資の会計処理を行うに際して、組合が獲得した純損益の持分相当額については、「営業損益」に計上し、同額を「営業投資有価証券」に加減しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 貸出コミットメント契約

貸出コミットメントに係る貸出未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
貸出コミットメントの総額	1,660,000千円	2,268,000千円
貸出実行残高	850,612千円	1,349,008千円
貸出未実行残高	809,388千円	918,991千円

なお、上記貸出コミットメント契約は、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査を貸出の条件としているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

※2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
短期金銭債権	1,062,742千円	2,011,334千円
長期金銭債権	65,635千円	291,589千円
短期金銭債務	230,650千円	155,334千円
長期金銭債務	24,523千円	5,009千円

※3 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
現金及び預金(定期預金)	－千円	50,000千円
短期貸付金	600,000千円	－千円

(2) 担保に係る債務

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
短期借入金	149,900千円	100,000千円

なお、当社の子会社であるフィンテックグローバルトレーディング㈱から販売用不動産の担保提供及び借入金の一部について債務保証を受けております。販売用不動産によって担保されている債務は、次の通りです。

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
短期借入金	96,500千円	－千円
1年内返済予定の長期借入金	600千円	4,800千円
長期借入金	115,320千円	271,020千円

4 保証債務

関係会社の以下の債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
㈱ベルスの発行する社債	24,000千円	8,000千円
虎ノ門ハム㈱の借入金	16,189千円	14,532千円
虎ノ門ハム㈱のリース契約	6,203千円	5,720千円
フィンテックグローバルトレーディング㈱の借入金	－千円	111,079千円
計	46,393千円	139,332千円

なお、前事業年度及び当事業年度においては、上記以外に虎ノ門ハム㈱の店舗家賃に対し、保証を行っております。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	163,058千円	44,443千円
売上原価並びに販売費及び一般管理費	52,012千円	118,894千円
営業取引以外の取引による取引高	62,812千円	188,397千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)	当事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)
役員報酬	148,278千円	151,338千円
給料及び手当	231,285千円	301,173千円
貸倒引当金繰入額	△1,976千円	△1,759千円
賞与引当金繰入額	26,933千円	33,297千円
退職給付費用	25,475千円	32,300千円
減価償却費	16,498千円	16,432千円
地代家賃	160,612千円	162,758千円
支払手数料	195,370千円	280,472千円
おおよその割合		
販売費	4%	5%
一般管理費	96%	95%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
子会社株式	672,376	649,375
関連会社株式	50,203	50,203
合計	722,580	699,579

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産（流動）		
賞与引当金繰入超過額	10,151千円	10,195千円
貸倒引当金繰入超過額	88,448千円	84,397千円
営業投資有価証券評価損	103,968千円	182,709千円
貸倒損失	1,174,337千円	1,032,806千円
その他	58,478千円	21,817千円
小計	1,435,383千円	1,331,926千円
評価性引当額	△1,435,383千円	△1,331,926千円
繰延税金資産（流動）合計	－千円	－千円
繰延税金資産（固定）		
退職給付引当金繰入超過額	23,656千円	23,131千円
投資有価証券評価損	21,831千円	20,720千円
関係会社株式評価損	242,713千円	211,562千円
その他	17,495千円	36,733千円
税務上の繰越欠損金	6,496,818千円	6,375,371千円
小計	6,802,513千円	6,667,519千円
評価性引当額	△6,802,513千円	△6,667,519千円
繰延税金資産（固定）合計	－千円	－千円
繰延税金負債（流動）		
その他	－千円	△520千円
繰延税金負債（流動）合計	－千円	△520千円
繰延税金負債（固定）		
繰延税金負債（固定）合計	－千円	－千円
差引：繰延税金負債の純額	－千円	△520千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年9月30日)	当事業年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	35.6 %	－ %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1 %	－ %
子会社株式の投資簿価修正	△5.2 %	－ %
住民税均等割	0.2 %	－ %
評価性引当額の増減	△200.6 %	－ %
税率変更による評価性引当額の増減	168.0 %	－ %
その他	△0.2 %	－ %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.0 %	－ %

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年10月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年10月1日から平成30年9月30日までのものは30.8%、平成30年10月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	49,739	-	-	7,753	41,985	108,871
	工具、器具及び備品	48,854	3,523	89	5,607	46,680	136,496
	土地	502,314	136,221	-	-	638,535	-
	建設仮勘定	12,480	20,810	10,405	-	22,885	-
	計	613,387	160,555	10,494	13,360	750,087	245,367
無形固定資産	ソフトウェア	8,502	5,310	-	3,108	10,703	36,881
	その他	532	7,965	-	-	8,498	-
	計	9,034	13,275	-	3,108	19,201	36,881

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

土地 埼玉県飯能市 136,221千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	274,172	75,419	11,664	337,927
賞与引当金	30,703	33,297	30,703	33,297

(注) 貸倒引当金の「当期減少額」欄の金額は、前期末の洗替による戻入れ及び回収等による取崩し額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL (http://www.fgi.co.jp/ir/download/)
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものとしします。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第21期(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年12月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第21期(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年12月24日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第22期第1四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月12日関東財務局長に提出

第22期第2四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年5月13日関東財務局長に提出

第22期第3四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成28年12月26日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年12月22日

フィンテック グローバル株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 月本 洋一 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィンテック グローバル株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィンテック グローバル株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、フィンテック グローバル株式会社の平成28年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、フィンテック グローバル株式会社が平成28年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月22日

フィンテック グローバル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 月本 洋一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィンテック グローバル株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィンテック グローバル株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。